

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 地方税法の一部改正等に伴い、所要の整備をすることとした。（第72条、第102条、第103条の6、附則第23条の3、附則第24条の2の4関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数及び任期について定めることとした。（第2条関係）
- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員を増員することとした。（第2条関係）
- 3 幹事を増員することとした。（第3条関係）
- 4 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第1条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎地方自治法第8条第1項第4号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 市となるべき普通地方公共団体が備えていなければならない要件を改めることとした。（本則関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（本則関係）
- 3 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例の一部を改正する条例（条例第65号）

- 1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行に伴い、電気事業者による電気の買取りに関する規定を削除することとした。（第6条関係）
- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例（条例第66号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の実施に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）
- 2 指定猟法禁止区域の標識の寸法について定めることとした。（第2条関係）
- 3 鳥獣保護区の標識の寸法について定めることとした。（第3条関係）
- 4 特別保護地区及び特定猟具使用禁止区域の標識の寸法について定めることとした。（第4条関係）
- 5 休猟区の標識の寸法について定めることとした。（第5条関係）
- 6 特定猟具使用制限区域の標識の寸法について定めることとした。（第6条関係）
- 7 特別保護指定区域の標識の寸法について定めることとした。（第7条関係）
- 8 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第67号）

- 1 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定めることとした。（第8条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎水道法施行条例(条例第68号)

- 1 水道法の実施に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 専用水道の水道技術管理者の資格について定めることとした。(第2条関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎医療法施行条例(条例第69号)

- 1 医療法の実施に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 既存病床数及び申請病床数の補正の基準について定めることとした。(第2条関係)
- 3 既存病床数の算定の基準について定めることとした。(第3条関係)
- 4 専属薬剤師の配置の基準について定めることとした。(第4条関係)
- 5 病院に置くべき従業者及びその員数について定めることとした。(第5条関係)
- 6 病院の施設及びその構造設備の基準について定めることとした。(第6条関係)
- 7 療養病床を有する診療所に置くべき従業者及びその員数について定めることとした。(第7条関係)
- 8 療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備の基準について定めることとした。(第8条関係)
- 9 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第9条関係)
- 10 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第4項関係)

◎救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第70号)

- 1 生活保護法第39条第1項及び社会福祉法第65条第1項の規定により、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 構造設備の一般原則について定めることとした。(第3条関係)
- 4 設備の専用について定めることとした。(第4条関係)
- 5 職員の要件について定めることとした。(第5条関係)
- 6 職員の専従について定めることとした。(第6条関係)
- 7 苦情解決について定めることとした。(第7条関係)
- 8 非常災害対策について定めることとした。(第8条関係)
- 9 帳簿の整備について定めることとした。(第9条関係)
- 10 救護施設の規模について定めることとした。(第10条関係)
- 11 救護施設の設備の基準について定めることとした。(第11条関係)
- 12 サテライト型施設の設備の基準について定めることとした。(第12条関係)
- 13 救護施設に置くべき職員について定めることとした。(第13条関係)
- 14 救護施設の居室の入所人員について定めることとした。(第14条関係)
- 15 救護施設における給食について定めることとした。(第15条関係)
- 16 救護施設における健康管理について定めることとした。(第16条関係)
- 17 救護施設における衛生管理等について定めることとした。(第17条関係)
- 18 救護施設における生活指導等について定めることとした。(第18条関係)
- 19 救護施設における給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第19条関係)
- 20 更生施設の規模について定めることとした。(第20条関係)

- 21 更生施設の設備の基準について定めることとした。(第21条関係)
- 22 更生施設に置くべき職員について定めることとした。(第22条関係)
- 23 更生施設における生活指導等について定めることとした。(第23条関係)
- 24 更生施設における作業指導について定めることとした。(第24条関係)
- 25 救護施設に関する規定の更生施設への準用について定めることとした。(第25条関係)
- 26 医療保護施設の基準について定めることとした。(第26条関係)
- 27 授産施設の規模について定めることとした。(第27条関係)
- 28 授産施設の設備の基準について定めることとした。(第28条関係)
- 29 授産施設に置くべき職員について定めることとした。(第29条関係)
- 30 授産施設による工賃の支払について定めることとした。(第30条関係)
- 31 授産施設における自立指導について定めることとした。(第31条関係)
- 32 救護施設に関する規定の授産施設への準用について定めることとした。(第32条関係)
- 33 宿所提供施設の規模について定めることとした。(第33条関係)
- 34 宿所提供施設の設備の基準について定めることとした。(第34条関係)
- 35 宿所提供施設に置くべき職員について定めることとした。(第35条関係)
- 36 宿所提供施設の居室の利用世帯について定めることとした。(第36条関係)
- 37 宿所提供施設における生活相談について定めることとした。(第37条関係)
- 38 救護施設に関する規定の宿所提供施設への準用について定めることとした。(第38条関係)
- 39 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第39条関係)
- 40 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第71号)

- 1 社会福祉法第65条第1項の規定により、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 構造設備等の一般原則について定めることとした。(第3条関係)
- 4 設備の専用について定めることとした。(第4条関係)
- 5 職員の要件について定めることとした。(第5条関係)
- 6 職員の専従について定めることとした。(第6条関係)
- 7 運営規程について定めることとした。(第7条関係)
- 8 非常災害対策について定めることとした。(第8条関係)
- 9 記録の整備について定めることとした。(第9条関係)
- 10 設備の基準について定めることとした。(第10条関係)
- 11 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数等について定めることとした。(第11条関係)
- 12 入所申込者等に対する説明等について定めることとした。(第12条関係)
- 13 入所対象者について定めることとした。(第13条関係)
- 14 入退所について定めることとした。(第14条関係)
- 15 サービスの提供の記録について定めることとした。(第15条関係)
- 16 利用料の受領について定めることとした。(第16条関係)
- 17 サービス提供の方針について定めることとした。(第17条関係)
- 18 食事の提供について定めることとした。(第18条関係)

- 19 生活相談等について定めることとした。(第19条関係)
- 20 居宅サービス等の利用について定めることとした。(第20条関係)
- 21 健康の保持について定めることとした。(第21条関係)
- 22 施設長の職務について定めることとした。(第22条関係)
- 23 生活相談員の職務について定めることとした。(第23条関係)
- 24 勤務体制の確保等について定めることとした。(第24条関係)
- 25 定員の遵守について定めることとした。(第25条関係)
- 26 衛生管理等について定めることとした。(第26条関係)
- 27 協力医療機関等について定めることとした。(第27条関係)
- 28 重要事項の掲示について定めることとした。(第28条関係)
- 29 秘密保持等について定めることとした。(第29条関係)
- 30 広告について定めることとした。(第30条関係)
- 31 苦情解決について定めることとした。(第31条関係)
- 32 地域との連携等について定めることとした。(第32条関係)
- 33 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第33条関係)
- 34 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第34条関係)
- 35 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第34項関係)

◎養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第72号)

- 1 老人福祉法第17条第1項の規定により、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 構造設備の一般原則について定めることとした。(第3条関係)
- 4 設備の専用について定めることとした。(第4条関係)
- 5 職員の要件について定めることとした。(第5条関係)
- 6 職員の専従について定めることとした。(第6条関係)
- 7 運営規程について定めることとした。(第7条関係)
- 8 非常災害対策について定めることとした。(第8条関係)
- 9 記録の整備について定めることとした。(第9条関係)
- 10 規模について定めることとした。(第10条関係)
- 11 設備の基準について定めることとした。(第11条関係)
- 12 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数等について定めることとした。(第12条関係)
- 13 居室の定員について定めることとした。(第13条関係)
- 14 入退所について定めることとした。(第14条関係)
- 15 処遇計画について定めることとした。(第15条関係)
- 16 処遇の方針について定めることとした。(第16条関係)
- 17 食事の提供について定めることとした。(第17条関係)
- 18 生活相談等について定めることとした。(第18条関係)
- 19 居宅サービス等の利用について定めることとした。(第19条関係)
- 20 健康管理について定めることとした。(第20条関係)

- 21 施設長の職務について定めることとした。(第21条関係)
- 22 生活相談員の職務について定めることとした。(第22条関係)
- 23 勤務体制の確保等について定めることとした。(第23条関係)
- 24 衛生管理等について定めることとした。(第24条関係)
- 25 協力病院等について定めることとした。(第25条関係)
- 26 秘密保持等について定めることとした。(第26条関係)
- 27 苦情解決について定めることとした。(第27条関係)
- 28 地域との連携等について定めることとした。(第28条関係)
- 29 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第29条関係)
- 30 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第30条関係)
- 31 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第4項関係)

◎特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第73号)

- 1 老人福祉法第17条第1項の規定により、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 構造設備の一般原則について定めることとした。(第3条関係)
- 4 設備の専用について定めることとした。(第4条関係)
- 5 職員の要件について定めることとした。(第5条関係)
- 6 職員の専従について定めることとした。(第6条関係)
- 7 運営規程について定めることとした。(第7条関係)
- 8 非常災害対策について定めることとした。(第8条関係)
- 9 記録の整備について定めることとした。(第9条関係)
- 10 設備の基準について定めることとした。(第10条関係)
- 11 特別養護老人ホームに置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第11条関係)
- 12 サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第12条関係)
- 13 入退所について定めることとした。(第13条関係)
- 14 入所者の処遇に関する計画について定めることとした。(第14条関係)
- 15 処遇の方針について定めることとした。(第15条関係)
- 16 介護について定めることとした。(第16条関係)
- 17 食事の提供について定めることとした。(第17条関係)
- 18 相談及び援助について定めることとした。(第18条関係)
- 19 社会生活上の便宜の提供等について定めることとした。(第19条関係)
- 20 機能訓練について定めることとした。(第20条関係)
- 21 健康管理について定めることとした。(第21条関係)
- 22 入所者の入院期間中の取扱いについて定めることとした。(第22条関係)
- 23 施設長の職務について定めることとした。(第23条関係)
- 24 勤務体制の確保等について定めることとした。(第24条関係)
- 25 定員の遵守について定めることとした。(第25条関係)
- 26 衛生管理等について定めることとした。(第26条関係)

- 27 協力病院等について定めることとした。(第27条関係)
- 28 秘密保持等について定めることとした。(第28条関係)
- 29 苦情解決について定めることとした。(第29条関係)
- 30 地域との連携等について定めることとした。(第30条関係)
- 31 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第31条関係)
- 32 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第32条関係)
- 33 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針について定めることとした。(第33条関係)
- 34 ユニット型特別養護老人ホームにおける運営規程について定めることとした。(第34条関係)
- 35 ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準について定めることとした。(第35条関係)
- 36 ユニット型特別養護老人ホームにおけるサービスの取扱方針について定めることとした。(第36条関係)
- 37 ユニット型特別養護老人ホームにおける介護について定めることとした。(第37条関係)
- 38 ユニット型特別養護老人ホームにおける食事の提供について定めることとした。(第38条関係)
- 39 ユニット型特別養護老人ホームにおける社会生活上の便宜の提供等について定めることとした。(第39条関係)
- 40 ユニット型特別養護老人ホームの勤務体制の確保等について定めることとした。(第40条関係)
- 41 ユニット型特別養護老人ホームにおける定員の遵守について定めることとした。(第41条関係)
- 42 特別養護老人ホームに関する規定のユニット型特別養護老人ホームへの準用について定めることとした。(第42条関係)
- 43 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第43条関係)
- 44 地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準について定めることとした。(第44条関係)
- 45 地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員等について定めることとした。(第45条関係)
- 46 地域密着型特別養護老人ホームにおける介護について定めることとした。(第46条関係)
- 47 地域密着型特別養護老人ホームの地域との連携等について定めることとした。(第47条関係)
- 48 特別養護老人ホームに関する規定の地域密着型特別養護老人ホームへの準用について定めることとした。(第48条関係)
- 49 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第49条関係)
- 50 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準について定めることとした。(第50条関係)
- 51 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける介護について定めることとした。(第51条関係)
- 52 特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームに関する規定のユニット型地域密着型特別養護老人ホームへの準用について定めることとした。(第52条関係)
- 53 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第53条関係)
- 54 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第21項関係)
 - (3) 東日本大震災復興特別区域法による特別養護老人ホームに置くべき職員に係る特例について定めることとした。(附則第22項関係)

◎指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第74号)

- 1 介護保険法第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定により、指定居宅サービス事業者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)

- 3 指定居宅サービス事業者の要件について定めることとした。(第3条関係)
- 4 指定居宅サービス事業の一般原則について定めることとした。(第4条関係)
- 5 指定訪問介護の基本方針について定めることとした。(第5条関係)
- 6 指定訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等について定めることとした。(第6条関係)
- 7 指定訪問介護事業所の管理者について定めることとした。(第7条関係)
- 8 指定訪問介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第8条関係)
- 9 指定訪問介護における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第9条関係)
- 10 指定訪問介護におけるサービス提供の拒否の禁止について定めることとした。(第10条関係)
- 11 指定訪問介護におけるサービス提供困難時の対応について定めることとした。(第11条関係)
- 12 指定訪問介護の受給資格等の確認について定めることとした。(第12条関係)
- 13 指定訪問介護における要介護認定の申請に係る援助について定めることとした。(第13条関係)
- 14 指定訪問介護における心身の状況等の把握について定めることとした。(第14条関係)
- 15 指定訪問介護の居宅介護支援事業者等との連携について定めることとした。(第15条関係)
- 16 指定訪問介護における法定代理受領サービスの提供を受けるための援助について定めることとした。(第16条関係)
- 17 指定訪問介護における居宅サービス計画に沿ったサービスの提供について定めることとした。(第17条関係)
- 18 指定訪問介護における居宅サービス計画の変更の援助について定めることとした。(第18条関係)
- 19 指定訪問介護における訪問介護員等の身分を証する書類の携行について定めることとした。(第19条関係)
- 20 指定訪問介護におけるサービスの提供の記録について定めることとした。(第20条関係)
- 21 指定訪問介護における利用料等の受領について定めることとした。(第21条関係)
- 22 指定訪問介護における保険給付の請求のための証明書の交付について定めることとした。(第22条関係)
- 23 指定訪問介護の基本取扱方針について定めることとした。(第23条関係)
- 24 指定訪問介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第24条関係)
- 25 指定訪問介護における訪問介護計画の作成について定めることとした。(第25条関係)
- 26 指定訪問介護における訪問介護員等の同居家族に対するサービス提供の禁止について定めることとした。(第26条関係)
- 27 指定訪問介護事業者による利用者に関する市町村への通知について定めることとした。(第27条関係)
- 28 指定訪問介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第28条関係)
- 29 指定訪問介護事業所の管理者及びサービス提供責任者の職務について定めることとした。(第29条関係)
- 30 指定訪問介護における運営規程について定めることとした。(第30条関係)
- 31 指定訪問介護における介護等の総合的な提供について定めることとした。(第31条関係)
- 32 指定訪問介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第32条関係)
- 33 指定訪問介護における衛生管理等について定めることとした。(第33条関係)
- 34 指定訪問介護事業所における重要事項の掲示について定めることとした。(第34条関係)
- 35 指定訪問介護における秘密保持等について定めることとした。(第35条関係)
- 36 指定訪問介護における広告について定めることとした。(第36条関係)
- 37 指定訪問介護事業者による居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止について定めることとした。(第37条関係)
- 38 指定訪問介護における苦情解決について定めることとした。(第38条関係)
- 39 指定訪問介護における地域との連携について定めることとした。(第39条関係)
- 40 指定訪問介護における事故発生時の対応について定めることとした。(第40条関係)
- 41 指定訪問介護における会計の区分について定めることとした。(第41条関係)
- 42 指定訪問介護における記録の整備について定めることとした。(第42条関係)
- 43 基準該当訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等について定めることとした。(第43条関係)

- 44 基準該当訪問介護事業所の管理者について定めることとした。(第44条関係)
- 45 基準該当訪問介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第45条関係)
- 46 基準該当訪問介護における訪問介護員等の同居家族に対するサービス提供の制限について定めることとした。(第46条関係)
- 47 指定訪問介護に関する規定の基準該当訪問介護への準用について定めることとした。(第47条関係)
- 48 指定訪問入浴介護の基本方針について定めることとした。(第48条関係)
- 49 指定訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第49条関係)
- 50 指定訪問入浴介護事業所の管理者について定めることとした。(第50条関係)
- 51 指定訪問入浴介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第51条関係)
- 52 指定訪問入浴介護における利用料等の受領について定めることとした。(第52条関係)
- 53 指定訪問入浴介護の基本取扱方針について定めることとした。(第53条関係)
- 54 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第54条関係)
- 55 指定訪問入浴介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第55条関係)
- 56 指定訪問入浴介護事業所の管理者の職務について定めることとした。(第56条関係)
- 57 指定訪問入浴介護における運営規程について定めることとした。(第57条関係)
- 58 指定訪問入浴介護における記録の整備について定めることとした。(第58条関係)
- 59 指定訪問介護に関する規定の指定訪問入浴介護の事業への準用について定めることとした。(第59条関係)
- 60 基準該当訪問入浴介護事業所の従業者の員数等について定めることとした。(第60条関係)
- 61 基準該当訪問入浴介護事業所の管理者について定めることとした。(第61条関係)
- 62 基準該当訪問入浴介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第62条関係)
- 63 指定訪問介護等に関する規定の基準該当訪問入浴介護の事業への準用について定めることとした。(第63条関係)
- 64 指定訪問看護の基本方針について定めることとした。(第64条関係)
- 65 指定訪問看護事業所に置くべき看護師等及びその員数等について定めることとした。(第65条関係)
- 66 指定訪問看護事業所の管理者について定めることとした。(第66条関係)
- 67 指定訪問看護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第67条関係)
- 68 指定訪問看護におけるサービス提供困難時の対応について定めることとした。(第68条関係)
- 69 指定訪問看護における居宅介護支援事業者等との連携について定めることとした。(第69条関係)
- 70 指定訪問看護における利用料等の受領について定めることとした。(第70条関係)
- 71 指定訪問看護の基本取扱方針について定めることとした。(第71条関係)
- 72 指定訪問看護の具体的取扱方針について定めることとした。(第72条関係)
- 73 指定訪問看護における主治の医師との関係について定めることとした。(第73条関係)
- 74 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について定めることとした。(第74条関係)
- 75 看護師等の同居家族に対する訪問看護の禁止について定めることとした。(第75条関係)
- 76 指定訪問看護における緊急時等の対応について定めることとした。(第76条関係)
- 77 指定訪問看護における運営規程について定めることとした。(第77条関係)
- 78 指定訪問看護における記録の整備について定めることとした。(第78条関係)
- 79 指定訪問介護等に関する規定の指定訪問看護の事業への準用について定めることとした。(第79条関係)
- 80 指定訪問リハビリテーションの基本方針について定めることとした。(第80条関係)
- 81 指定訪問リハビリテーション事業所に置くべき職員について定めることとした。(第81条関係)
- 82 指定訪問リハビリテーション事業所の設備、備品等について定めることとした。(第82条関係)
- 83 指定訪問リハビリテーションにおける利用料等の受領について定めることとした。(第83条関係)
- 84 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針について定めることとした。(第84条関係)

- 85 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針について定めることとした。(第85条関係)
- 86 指定訪問リハビリテーション計画の作成について定めることとした。(第86条関係)
- 87 指定訪問リハビリテーションにおける運営規程について定めることとした。(第87条関係)
- 88 指定訪問リハビリテーションにおける記録の整備について定めることとした。(第88条関係)
- 89 指定訪問介護等に関する規定の指定訪問リハビリテーションへの準用について定めることとした。(第89条関係)
- 90 指定居宅療養管理指導の基本方針について定めることとした。(第90条関係)
- 91 指定居宅療養管理指導事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第91条関係)
- 92 指定居宅療養管理指導事業所の設備、備品等について定めることとした。(第92条関係)
- 93 指定居宅療養管理指導における利用料等の受領について定めることとした。(第93条関係)
- 94 指定居宅療養管理指導の基本取扱方針について定めることとした。(第94条関係)
- 95 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針について定めることとした。(第95条関係)
- 96 指定居宅療養管理指導における運営規程について定めることとした。(第96条関係)
- 97 指定居宅療養管理指導における記録の整備について定めることとした。(第97条関係)
- 98 指定訪問介護等に関する規定の指定居宅療養管理指導への準用について定めることとした。(第98条関係)
- 99 指定通所介護の基本方針について定めることとした。(第99条関係)
- 100 指定通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第100条関係)
- 101 指定通所介護事業所の管理者について定めることとした。(第101条関係)
- 102 指定通所介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第102条関係)
- 103 指定通所介護における利用料等の受領について定めることとした。(第103条関係)
- 104 指定通所介護の基本取扱方針について定めることとした。(第104条関係)
- 105 指定通所介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第105条関係)
- 106 通所介護計画の作成について定めることとした。(第106条関係)
- 107 指定通所介護における運営規程について定めることとした。(第107条関係)
- 108 指定通所介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第108条関係)
- 109 指定通所介護における定員の遵守について定めることとした。(第109条関係)
- 110 指定通所介護における非常災害対策について定めることとした。(第110条関係)
- 111 指定通所介護における衛生管理等について定めることとした。(第111条関係)
- 112 指定通所介護における記録の整備について定めることとした。(第112条関係)
- 113 指定訪問介護等に関する規定の指定通所介護への準用について定めることとした。(第113条関係)
- 114 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第114条関係)
- 115 指定療養通所介護の基本方針について定めることとした。(第115条関係)
- 116 指定療養通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第116条関係)
- 117 指定療養通所介護事業所の管理者について定めることとした。(第117条関係)
- 118 指定療養通所介護における利用定員について定めることとした。(第118条関係)
- 119 指定療養通所介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第119条関係)
- 120 指定療養通所介護における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第120条関係)
- 121 指定療養通所介護における心身の状況等の把握について定めることとした。(第121条関係)
- 122 指定療養通所介護における居宅介護支援事業者等との連携について定めることとした。(第122条関係)
- 123 指定療養通所介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第123条関係)
- 124 療養通所介護計画の作成について定めることとした。(第124条関係)

- 125 指定療養通所介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第125条関係)
- 126 指定療養通所介護事業所の管理者の職務について定めることとした。(第126条関係)
- 127 指定療養通所介護における運営規程について定めることとした。(第127条関係)
- 128 指定療養通所介護における緊急時対応医療機関について定めることとした。(第128条関係)
- 129 指定療養通所介護における安全・サービス提供管理委員会の設置について定めることとした。(第129条関係)
- 130 指定療養通所介護における記録の整備について定めることとした。(第130条関係)
- 131 指定訪問介護等に関する規定の指定療養通所介護の事業への準用について定めることとした。(第131条関係)
- 132 基準該当通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第132条関係)
- 133 基準該当通所介護事業所の管理者について定めることとした。(第133条関係)
- 134 基準該当通所介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第134条関係)
- 135 指定訪問介護等に関する規定の基準該当通所介護の事業への準用について定めることとした。(第135条関係)
- 136 指定通所リハビリテーションの基本方針について定めることとした。(第136条関係)
- 137 指定通所リハビリテーション事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第137条関係)
- 138 指定通所リハビリテーション事業所の設備、備品等について定めることとした。(第138条関係)
- 139 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針について定めることとした。(第139条関係)
- 140 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針について定めることとした。(第140条関係)
- 141 通所リハビリテーション計画の作成について定めることとした。(第141条関係)
- 142 指定通所リハビリテーション事業所の管理者等の職務について定めることとした。(第142条関係)
- 143 指定通所リハビリテーションにおける運営規程について定めることとした。(第143条関係)
- 144 指定通所リハビリテーションにおける衛生管理等について定めることとした。(第144条関係)
- 145 指定通所リハビリテーションにおける記録の整備について定めることとした。(第145条関係)
- 146 指定訪問介護等に関する規定の指定通所リハビリテーションの事業への準用について定めることとした。(第146条関係)
- 147 指定短期入所生活介護の基本方針について定めることとした。(第147条関係)
- 148 指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第148条関係)
- 149 指定短期入所生活介護事業所の管理者について定めることとした。(第149条関係)
- 150 指定短期入所生活介護における利用定員等について定めることとした。(第150条関係)
- 151 指定短期入所生活介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第151条関係)
- 152 指定短期入所生活介護における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第152条関係)
- 153 指定短期入所生活介護の開始及び終了について定めることとした。(第153条関係)
- 154 指定短期入所生活介護における利用料等の受領について定めることとした。(第154条関係)
- 155 指定短期入所生活介護の取扱方針について定めることとした。(第155条関係)
- 156 短期入所生活介護計画の作成について定めることとした。(第156条関係)
- 157 指定短期入所生活介護における介護について定めることとした。(第157条関係)
- 158 指定短期入所生活介護における食事の提供について定めることとした。(第158条関係)
- 159 指定短期入所生活介護における機能訓練について定めることとした。(第159条関係)
- 160 指定短期入所生活介護における健康管理について定めることとした。(第160条関係)
- 161 指定短期入所生活介護における相談及び援助について定めることとした。(第161条関係)
- 162 指定短期入所生活介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第162条関係)
- 163 指定短期入所生活介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第163条関係)
- 164 指定短期入所生活介護における運営規程について定めることとした。(第164条関係)
- 165 指定短期入所生活介護における定員の遵守について定めることとした。(第165条関係)

- 166 指定短期入所生活介護における地域との連携等について定めることとした。(第166条関係)
- 167 指定短期入所生活介護における記録の整備について定めることとした。(第167条関係)
- 168 指定訪問介護等に関する規定の指定短期入所生活介護の事業への準用について定めることとした。(第168条関係)
- 169 ユニット型指定短期入所生活介護の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第169条関係)
- 170 ユニット型指定短期入所生活介護の基本方針について定めることとした。(第170条関係)
- 171 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第171条関係)
- 172 指定訪問介護等に関する規定のユニット型指定短期入所生活介護への準用について定めることとした。(第172条関係)
- 173 ユニット型指定短期入所生活介護における利用料等の受領について定めることとした。(第173条関係)
- 174 ユニット型指定短期入所生活介護における指定短期入所生活介護の取扱方針について定めることとした。(第174条関係)
- 175 ユニット型指定短期入所生活介護における介護について定めることとした。(第175条関係)
- 176 ユニット型指定短期入所生活介護における食事の提供について定めることとした。(第176条関係)
- 177 ユニット型指定短期入所生活介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第177条関係)
- 178 ユニット型指定短期入所生活介護における運営規程について定めることとした。(第178条関係)
- 179 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第179条関係)
- 180 ユニット型指定短期入所生活介護における定員の遵守について定めることとした。(第180条関係)
- 181 指定訪問介護等に関する規定のユニット型指定短期入所生活介護の事業への準用について定めることとした。(第181条関係)
- 182 基準該当短期入所生活介護事業所の指定通所介護事業所等との併設について定めることとした。(第182条関係)
- 183 基準該当短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第183条関係)
- 184 基準該当短期入所生活介護事業所の管理者について定めることとした。(第184条関係)
- 185 基準該当短期入所生活介護における利用定員等について定めることとした。(第185条関係)
- 186 基準該当短期入所生活介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第186条関係)
- 187 基準該当短期入所生活介護における指定通所介護事業所等との連携について定めることとした。(第187条関係)
- 188 指定訪問介護等に関する規定の基準該当短期入所生活介護の事業への準用について定めることとした。(第188条関係)
- 189 指定短期入所療養介護の基本方針について定めることとした。(第189条関係)
- 190 指定短期入所療養介護事業所に置くべき従業者の員数等について定めることとした。(第190条関係)
- 191 指定短期入所療養介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第191条関係)
- 192 指定短期入所療養介護の対象者について定めることとした。(第192条関係)
- 193 指定短期入所療養介護における利用料等の受領について定めることとした。(第193条関係)
- 194 指定短期入所療養介護の取扱方針について定めることとした。(第194条関係)
- 195 短期入所療養介護計画の作成について定めることとした。(第195条関係)
- 196 指定短期入所療養介護における診療の方針について定めることとした。(第196条関係)
- 197 指定短期入所療養介護における機能訓練について定めることとした。(第197条関係)
- 198 指定短期入所療養介護における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第198条関係)
- 199 指定短期入所療養介護における食事の提供について定めることとした。(第199条関係)
- 200 指定短期入所療養介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第200条関係)
- 201 指定短期入所療養介護における運営規程について定めることとした。(第201条関係)
- 202 指定短期入所療養介護における定員の遵守について定めることとした。(第202条関係)
- 203 指定短期入所療養介護における記録の整備について定めることとした。(第203条関係)
- 204 指定訪問介護等に関する規定の指定短期入所療養介護の事業への準用について定めることとした。(第204条関係)

- 205 ユニット型指定短期入所療養介護の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第205条関係)
- 206 ユニット型指定短期入所療養介護の基本方針について定めることとした。(第206条関係)
- 207 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準について定めることとした。(第207条関係)
- 208 ユニット型指定短期入所療養介護における利用料等の受領について定めることとした。(第208条関係)
- 209 ユニット型指定短期入所療養介護における指定短期入所療養介護の取扱方針について定めることとした。(第209条関係)
- 210 ユニット型指定短期入所療養介護における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第210条関係)
- 211 ユニット型指定短期入所療養介護における食事の提供について定めることとした。(第211条関係)
- 212 ユニット型指定短期入所療養介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第212条関係)
- 213 ユニット型指定短期入所療養介護における運営規程について定めることとした。(第213条関係)
- 214 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第214条関係)
- 215 ユニット型指定短期入所療養介護における定員の遵守について定めることとした。(第215条関係)
- 216 指定訪問介護等に関する規定のユニット型指定短期入所療養介護の事業への準用について定めることとした。(第216条関係)
- 217 指定特定施設入居者生活介護の基本方針について定めることとした。(第217条関係)
- 218 指定特定施設に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第218条関係)
- 219 指定特定施設の管理者について定めることとした。(第219条関係)
- 220 指定特定施設の設備に関する基準について定めることとした。(第220条関係)
- 221 指定特定施設入居者生活介護における内容及び手続の説明及び契約の締結等について定めることとした。(第221条関係)
- 222 指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等について定めることとした。(第222条関係)
- 223 指定特定施設入居者生活介護における法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意について定めることとした。(第223条関係)
- 224 指定特定施設入居者生活介護の提供の記録について定めることとした。(第224条関係)
- 225 指定特定施設入居者生活介護における利用料等の受領について定めることとした。(第225条関係)
- 226 指定特定施設入居者生活介護の取扱方針について定めることとした。(第226条関係)
- 227 特定施設サービス計画の作成について定めることとした。(第227条関係)
- 228 指定特定施設入居者生活介護における介護について定めることとした。(第228条関係)
- 229 指定特定施設入居者生活介護における健康管理について定めることとした。(第229条関係)
- 230 指定特定施設入居者生活介護における相談及び援助について定めることとした。(第230条関係)
- 231 指定特定施設入居者生活介護における利用者の家族との連携等について定めることとした。(第231条関係)
- 232 指定特定施設入居者生活介護における運営規程について定めることとした。(第232条関係)
- 233 指定特定施設の勤務体制の確保等について定めることとした。(第233条関係)
- 234 指定特定施設入居者生活介護における協力医療機関等について定めることとした。(第234条関係)
- 235 指定特定施設入居者生活介護における地域との連携等について定めることとした。(第235条関係)
- 236 指定特定施設入居者生活介護における記録の整備について定めることとした。(第236条関係)
- 237 指定訪問介護等に関する規定の指定特定施設入居者生活介護の事業への準用について定めることとした。(第237条関係)
- 238 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第238条関係)
- 239 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の基本方針について定めることとした。(第239条関係)
- 240 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における指定特定施設に置くべき従業者及びその員数等について定める

- こととした。(第240条関係)
- 241 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における指定特定施設の管理者について定めることとした。(第241条関係)
- 242 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における指定特定施設の設備の基準について定めることとした。(第242条関係)
- 243 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における内容及び手続の説明、契約の締結等に関する基準について定めることとした。(第243条関係)
- 244 受託居宅サービスの提供について定めることとした。(第244条関係)
- 245 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における運営規程について定めることとした。(第245条関係)
- 246 受託居宅サービス事業者への受託居宅サービスの事業の委託について定めることとした。(第246条関係)
- 247 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護における記録の整備について定めることとした。(第247条関係)
- 248 指定訪問介護等に関する規定の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業への準用について定めることとした。(第248条関係)
- 249 指定福祉用具貸与の基本方針について定めることとした。(第249条関係)
- 250 指定福祉用具貸与事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数等について定めることとした。(第250条関係)
- 251 指定福祉用具貸与事業所の管理者について定めることとした。(第251条関係)
- 252 指定福祉用具貸与事業所の設備、備品等について定めることとした。(第252条関係)
- 253 指定福祉用具貸与における利用料等の受領について定めることとした。(第253条関係)
- 254 指定福祉用具貸与の基本取扱方針について定めることとした。(第254条関係)
- 255 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針について定めることとした。(第255条関係)
- 256 福祉用具貸与計画の作成について定めることとした。(第256条関係)
- 257 指定福祉用具貸与における運営規程について定めることとした。(第257条関係)
- 258 指定福祉用具貸与における適切な研修の機会の確保について定めることとした。(第258条関係)
- 259 福祉用具の取扱種目について定めることとした。(第259条関係)
- 260 指定福祉用具貸与における衛生管理等について定めることとした。(第260条関係)
- 261 指定福祉用具貸与における重要事項の掲示及び目録の備付けについて定めることとした。(第261条関係)
- 262 指定福祉用具貸与における記録の整備について定めることとした。(第262条関係)
- 263 指定訪問介護等に関する規定の指定福祉用具貸与の事業への準用について定めることとした。(第263条関係)
- 264 基準該当福祉用具貸与事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数等について定めることとした。(第264条関係)
- 265 指定訪問介護等に関する規定の基準該当福祉用具貸与の事業への準用について定めることとした。(第265条関係)
- 266 指定特定福祉用具販売の基本方針について定めることとした。(第266条関係)
- 267 指定特定福祉用具販売事業所に置くべき福祉用具専門相談員の員数等について定めることとした。(第267条関係)
- 268 指定特定福祉用具販売事業所の管理者について定めることとした。(第268条関係)
- 269 指定特定福祉用具販売事業所の設備、備品等について定めることとした。(第269条関係)
- 270 指定特定福祉用具販売におけるサービスの提供の記録について定めることとした。(第270条関係)
- 271 特定福祉用具の購入に要した費用の額等の受領について定めることとした。(第271条関係)
- 272 指定特定福祉用具販売における保険給付の申請に必要となる書類等の交付について定めることとした。(第272条関係)
- 273 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針について定めることとした。(第273条関係)
- 274 特定福祉用具販売計画の作成について定めることとした。(第274条関係)
- 275 指定特定福祉用具販売における記録の整備について定めることとした。(第275条関係)
- 276 指定訪問介護等に関する規定の指定特定福祉用具販売の事業への準用について定めることとした。(第276条関係)

277 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第277条関係)

278 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第42項関係)

(3) 東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所に係る特例について定めることとした。(附則第43項関係)

◎指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第75号)

1 介護保険法第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の要件並びに指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 指定介護老人福祉施設の要件について定めることとした。(第2条関係)

3 基本方針について定めることとした。(第3条関係)

4 指定介護老人福祉施設に置くべき従業者等について定めることとした。(第4条関係)

5 設備の基準について定めることとした。(第5条関係)

6 指定介護福祉施設サービスの内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第6条関係)

7 指定介護福祉施設サービスの提供の拒否の禁止について定めることとした。(第7条関係)

8 指定介護福祉施設サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第8条関係)

9 受給資格等の確認について定めることとした。(第9条関係)

10 要介護認定の申請に係る援助について定めることとした。(第10条関係)

11 入退所について定めることとした。(第11条関係)

12 指定介護福祉施設サービスの提供の記録について定めることとした。(第12条関係)

13 利用料等の受領について定めることとした。(第13条関係)

14 保険給付の請求のための証明書の交付について定めることとした。(第14条関係)

15 指定介護福祉施設サービスの取扱方針について定めることとした。(第15条関係)

16 施設サービス計画の作成について定めることとした。(第16条関係)

17 介護について定めることとした。(第17条関係)

18 食事の提供について定めることとした。(第18条関係)

19 相談及び援助について定めることとした。(第19条関係)

20 社会生活上の便宜の提供等について定めることとした。(第20条関係)

21 機能訓練について定めることとした。(第21条関係)

22 健康管理について定めることとした。(第22条関係)

23 入所者の入院期間中の取扱いについて定めることとした。(第23条関係)

24 入所者に関する市町村への通知について定めることとした。(第24条関係)

25 管理者による管理について定めることとした。(第25条関係)

26 管理者の職務について定めることとした。(第26条関係)

27 計画担当介護支援専門員の職務について定めることとした。(第27条関係)

28 運営規程について定めることとした。(第28条関係)

29 勤務体制の確保等について定めることとした。(第29条関係)

30 定員の遵守について定めることとした。(第30条関係)

31 非常災害対策について定めることとした。(第31条関係)

32 衛生管理等について定めることとした。(第32条関係)

33 協力病院等について定めることとした。(第33条関係)

- 34 重要事項の掲示について定めることとした。(第34条関係)
- 35 秘密保持等について定めることとした。(第35条関係)
- 36 広告について定めることとした。(第36条関係)
- 37 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止について定めることとした。(第37条関係)
- 38 苦情解決について定めることとした。(第38条関係)
- 39 地域との連携等について定めることとした。(第39条関係)
- 40 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第40条関係)
- 41 会計の区分について定めることとした。(第41条関係)
- 42 記録の整備について定めることとした。(第42条関係)
- 43 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第43条関係)
- 44 ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針について定めることとした。(第44条関係)
- 45 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準について定めることとした。(第45条関係)
- 46 ユニット型指定介護老人福祉施設における利用料等の受領について定めることとした。(第46条関係)
- 47 ユニット型指定介護老人福祉施設における指定介護福祉施設サービスの取扱方針について定めることとした。(第47条関係)
- 48 ユニット型指定介護老人福祉施設における介護について定めることとした。(第48条関係)
- 49 ユニット型指定介護老人福祉施設における食事の提供について定めることとした。(第49条関係)
- 50 ユニット型指定介護老人福祉施設における社会生活上の便宜の提供等について定めることとした。(第50条関係)
- 51 ユニット型指定介護老人福祉施設の運営規程について定めることとした。(第51条関係)
- 52 ユニット型指定介護老人福祉施設の勤務体制の確保等について定めることとした。(第52条関係)
- 53 ユニット型指定介護老人福祉施設の定員の遵守について定めることとした。(第53条関係)
- 54 指定介護老人福祉施設に関する規定のユニット型指定介護老人福祉施設への準用について定めることとした。(第54条関係)
- 55 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第55条関係)
- 56 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第19項関係)
 - (3) 東日本大震災復興特別区域法による特別養護老人ホームに置くべき従業者等に係る特例について定めることとした。(附則第20項関係)

◎介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第76号)

- 1 介護保険法第97条第1項から第3項までの規定により、介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 介護老人保健施設に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 施設及び設備の基準について定めることとした。(第4条、第5条関係)
- 5 介護保健施設サービスの内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第6条関係)
- 6 介護保健施設サービスの提供の拒否の禁止について定めることとした。(第7条関係)
- 7 サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第8条関係)
- 8 受給資格等の確認について定めることとした。(第9条関係)
- 9 要介護認定の申請に係る援助について定めることとした。(第10条関係)
- 10 入退所について定めることとした。(第11条関係)
- 11 サービスの提供の記録について定めることとした。(第12条関係)

- 12 利用料等の受領について定めることとした。(第13条関係)
- 13 保険給付の請求のための証明書等の交付について定めることとした。(第14条関係)
- 14 介護保健施設サービスの取扱方針について定めることとした。(第15条関係)
- 15 施設サービス計画の作成について定めることとした。(第16条関係)
- 16 診療の方針について定めることとした。(第17条関係)
- 17 必要な医療の提供が困難な場合等の措置等について定めることとした。(第18条関係)
- 18 機能訓練について定めることとした。(第19条関係)
- 19 看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第20条関係)
- 20 食事の提供について定めることとした。(第21条関係)
- 21 相談及び援助について定めることとした。(第22条関係)
- 22 その他のサービスの提供について定めることとした。(第23条関係)
- 23 入所者に関する市町村への通知について定めることとした。(第24条関係)
- 24 管理者について定めることとした。(第25条関係)
- 25 管理者の職務について定めることとした。(第26条関係)
- 26 計画担当介護支援専門員の職務について定めることとした。(第27条関係)
- 27 運営規程について定めることとした。(第28条関係)
- 28 勤務体制の確保等について定めることとした。(第29条関係)
- 29 定員の遵守について定めることとした。(第30条関係)
- 30 非常災害対策について定めることとした。(第31条関係)
- 31 衛生管理等について定めることとした。(第32条関係)
- 32 協力病院等について定めることとした。(第33条関係)
- 33 重要事項の掲示について定めることとした。(第34条関係)
- 34 秘密保持等について定めることとした。(第35条関係)
- 35 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止について定めることとした。(第36条関係)
- 36 苦情解決について定めることとした。(第37条関係)
- 37 地域との連携等について定めることとした。(第38条関係)
- 38 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第39条関係)
- 39 会計の区分について定めることとした。(第40条関係)
- 40 記録の整備について定めることとした。(第41条関係)
- 41 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。
(第42条関係)
- 42 ユニット型介護老人保健施設の基本方針について定めることとした。(第43条関係)
- 43 ユニット型介護老人保健施設の施設及び設備の基準について定めることとした。(第44条関係)
- 44 ユニット型介護老人保健施設における利用料等の受領について定めることとした。(第45条関係)
- 45 ユニット型介護老人保健施設における介護保健施設サービスの取扱方針について定めることとした。(第46条関係)
- 46 ユニット型介護老人保健施設における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第47条関係)
- 47 ユニット型介護老人保健施設における食事の提供について定めることとした。(第48条関係)
- 48 ユニット型介護老人保健施設が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第49条関係)
- 49 ユニット型介護老人保健施設の運営規程について定めることとした。(第50条関係)
- 50 ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等について定めることとした。(第51条関係)
- 51 ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守について定めることとした。(第52条関係)

- 52 介護老人保健施設に関する規定のユニット型介護老人保健施設への準用について定めることとした。(第53条関係)
- 53 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第54条関係)
- 54 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第18項関係)

◎指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第77号)

- 1 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第110条第1項及び第2項の規定により、指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数等について定めることとした。(第3条関係)
- 4 設備の基準について定めることとした。(第4条～第6条関係)
- 5 指定介護療養施設サービスの内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第7条関係)
- 6 指定介護療養施設サービスの提供の拒否の禁止について定めることとした。(第8条関係)
- 7 サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第9条関係)
- 8 受給資格等の確認に係る援助について定めることとした。(第10条関係)
- 9 要介護認定の申請に係る援助について定めることとした。(第11条関係)
- 10 入退院について定めることとした。(第12条関係)
- 11 指定介護療養施設サービスの提供の記録について定めることとした。(第13条関係)
- 12 利用料等の受領について定めることとした。(第14条関係)
- 13 保険給付の請求のための証明書の交付について定めることとした。(第15条関係)
- 14 指定介護療養施設サービスの取扱方針について定めることとした。(第16条関係)
- 15 施設サービス計画の作成について定めることとした。(第17条関係)
- 16 診療の方針について定めることとした。(第18条関係)
- 17 機能訓練について定めることとした。(第19条関係)
- 18 看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第20条関係)
- 19 食事の提供について定めることとした。(第21条関係)
- 20 その他のサービスの提供について定めることとした。(第22条関係)
- 21 患者に関する市町村への通知について定めることとした。(第23条関係)
- 22 管理者の要件について定めることとした。(第24条関係)
- 23 管理者の職務について定めることとした。(第25条関係)
- 24 計画担当介護支援専門員の職務について定めることとした。(第26条関係)
- 25 運営規程について定めることとした。(第27条関係)
- 26 勤務体制の確保等について定めることとした。(第28条関係)
- 27 定員の遵守について定めることとした。(第29条関係)
- 28 非常災害対策について定めることとした。(第30条関係)
- 29 衛生管理等について定めることとした。(第31条関係)
- 30 協力歯科医療機関について定めることとした。(第32条関係)
- 31 重要事項の掲示について定めることとした。(第33条関係)
- 32 秘密保持等について定めることとした。(第34条関係)
- 33 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止について定めることとした。(第35条関係)

- 34 苦情解決について定めることとした。(第36条関係)
- 35 地域との連携等について定めることとした。(第37条関係)
- 36 事故発生の防止及び発生時の対応について定めることとした。(第38条関係)
- 37 会計の区分について定めることとした。(第39条関係)
- 38 記録の整備について定めることとした。(第40条関係)
- 39 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第41条関係)
- 40 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針について定めることとした。(第42条関係)
- 41 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備の基準について定めることとした。(第43条～第45条関係)
- 42 ユニット型指定介護療養型医療施設における利用料等の受領について定めることとした。(第46条関係)
- 43 ユニット型指定介護療養型医療施設における指定介護療養施設サービスの取扱方針について定めることとした。(第47条関係)
- 44 ユニット型指定介護療養型医療施設における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第48条関係)
- 45 ユニット型指定介護療養型医療施設における食事の提供について定めることとした。(第49条関係)
- 46 ユニット型指定介護療養型医療施設が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第50条関係)
- 47 ユニット型指定介護療養型医療施設の運営規程について定めることとした。(第51条関係)
- 48 ユニット型指定介護療養型医療施設の勤務体制の確保等について定めることとした。(第52条関係)
- 49 ユニット型指定介護療養型医療施設の定員の遵守について定めることとした。(第53条関係)
- 50 指定介護療養型医療施設に関する規定のユニット型指定介護療養型医療施設への準用について定めることとした。(第54条関係)
- 51 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第55条関係)
- 52 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第23項関係)

◎指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(条例第78号)

- 1 介護保険法第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 指定介護予防サービス事業者の要件について定めることとした。(第3条関係)
- 4 指定介護予防サービスの事業の一般原則について定めることとした。(第4条関係)
- 5 指定介護予防訪問介護の基本方針について定めることとした。(第5条関係)
- 6 指定介護予防訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等について定めることとした。(第6条関係)
- 7 指定介護予防訪問介護事業所の管理者について定めることとした。(第7条関係)
- 8 指定介護予防訪問介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第8条関係)
- 9 指定介護予防訪問介護における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第9条関係)
- 10 指定介護予防訪問介護の提供の拒否の禁止について定めることとした。(第10条関係)
- 11 指定介護予防訪問介護におけるサービス提供困難時の対応について定めることとした。(第11条関係)
- 12 指定介護予防訪問介護における受給資格等の確認について定めることとした。(第12条関係)

- 13 指定介護予防訪問介護における要支援認定の申請に係る援助について定めることとした。(第13条関係)
- 14 指定介護予防訪問介護における心身の状況等の把握について定めることとした。(第14条関係)
- 15 指定介護予防訪問介護における介護予防支援事業者等との連携について定めることとした。(第15条関係)
- 16 指定介護予防訪問介護における介護予防サービス費の支給を受けるための援助について定めることとした。(第16条関係)
- 17 指定介護予防訪問介護における介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問介護の提供について定めることとした。(第17条関係)
- 18 指定介護予防訪問介護における介護予防サービス計画の変更の援助について定めることとした。(第18条関係)
- 19 指定介護予防訪問介護における訪問介護員等の身分を証する書類の携行について定めることとした。(第19条関係)
- 20 指定介護予防訪問介護における指定介護予防訪問介護の提供の記録について定めることとした。(第20条関係)
- 21 指定介護予防訪問介護における利用料等の受領について定めることとした。(第21条関係)
- 22 指定介護予防訪問介護における保険給付の請求のための証明書の交付について定めることとした。(第22条関係)
- 23 指定介護予防訪問介護における訪問介護員等の同居家族に対するサービス提供の禁止について定めることとした。(第23条関係)
- 24 指定介護予防訪問介護事業者による利用者に関する市町村への通知について定めることとした。(第24条関係)
- 25 指定介護予防訪問介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第25条関係)
- 26 指定介護予防訪問介護事業所の管理者及びサービス提供責任者の職務について定めることとした。(第26条関係)
- 27 指定介護予防訪問介護における運営規程について定めることとした。(第27条関係)
- 28 指定介護予防訪問介護における介護等の総合的な提供について定めることとした。(第28条関係)
- 29 指定介護予防訪問介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第29条関係)
- 30 指定介護予防訪問介護における衛生管理等について定めることとした。(第30条関係)
- 31 指定介護予防訪問介護における重要事項の掲示について定めることとした。(第31条関係)
- 32 指定介護予防訪問介護における秘密保持等について定めることとした。(第32条関係)
- 33 指定介護予防訪問介護における広告について定めることとした。(第33条関係)
- 34 指定介護予防訪問介護事業者による介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止について定めることとした。(第34条関係)
- 35 指定介護予防訪問介護における苦情解決について定めることとした。(第35条関係)
- 36 指定介護予防訪問介護における地域との連携について定めることとした。(第36条関係)
- 37 指定介護予防訪問介護における事故発生時の対応について定めることとした。(第37条関係)
- 38 指定介護予防訪問介護における会計の区分について定めることとした。(第38条関係)
- 39 指定介護予防訪問介護における記録の整備について定めることとした。(第39条関係)
- 40 指定介護予防訪問介護の基本取扱方針について定めることとした。(第40条関係)
- 41 指定介護予防訪問介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第41条関係)
- 42 指定介護予防訪問介護の提供に当たっての留意点について定めることとした。(第42条関係)
- 43 基準該当介護予防訪問介護事業所に置くべき訪問介護員等の員数等について定めることとした。(第43条関係)
- 44 基準該当介護予防訪問介護事業所の管理者について定めることとした。(第44条関係)
- 45 基準該当介護予防訪問介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第45条関係)
- 46 基準該当介護予防訪問介護における訪問介護員等の同居家族に対するサービス提供の制限について定めることとした。(第46条関係)
- 47 指定介護予防訪問介護に関する規定の基準該当介護予防訪問介護の事業への準用について定めることとした。(第47条関係)
- 48 指定介護予防訪問入浴介護の基本方針について定めることとした。(第48条関係)
- 49 指定介護予防訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第49条関係)
- 50 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者について定めることとした。(第50条関係)

- 51 指定介護予防訪問入浴介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第51条関係)
- 52 指定介護予防訪問入浴介護における利用料等の受領について定めることとした。(第52条関係)
- 53 指定介護予防訪問入浴介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第53条関係)
- 54 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者の職務について定めることとした。(第54条関係)
- 55 指定介護予防訪問入浴介護における運営規程について定めることとした。(第55条関係)
- 56 指定介護予防訪問入浴介護における記録の整備について定めることとした。(第56条関係)
- 57 指定介護予防訪問介護に関する規定の指定介護予防訪問入浴介護の事業への準用について定めることとした。(第57条関係)
- 58 指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針について定めることとした。(第58条関係)
- 59 指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第59条関係)
- 60 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第60条関係)
- 61 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理者について定めることとした。(第61条関係)
- 62 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第62条関係)
- 63 指定介護予防訪問介護等に関する規定の基準該当介護予防訪問入浴介護の事業への準用について定めることとした。(第63条関係)
- 64 指定介護予防訪問看護の基本方針について定めることとした。(第64条関係)
- 65 指定介護予防訪問看護事業所に置くべき看護師等及びその員数等について定めることとした。(第65条関係)
- 66 指定介護予防訪問看護事業所の管理者について定めることとした。(第66条関係)
- 67 指定介護予防訪問看護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第67条関係)
- 68 指定介護予防訪問看護におけるサービス提供困難時の対応について定めることとした。(第68条関係)
- 69 指定介護予防訪問看護における介護予防支援事業者等との連携について定めることとした。(第69条関係)
- 70 指定介護予防訪問看護における利用料等の受領について定めることとした。(第70条関係)
- 71 指定介護予防訪問看護における看護師等の同居家族に対するサービス提供の禁止について定めることとした。(第71条関係)
- 72 指定介護予防訪問看護における緊急時等の対応について定めることとした。(第72条関係)
- 73 指定介護予防訪問看護における運営規程について定めることとした。(第73条関係)
- 74 指定介護予防訪問看護における記録の整備について定めることとした。(第74条関係)
- 75 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防訪問看護の事業への準用について定めることとした。(第75条関係)
- 76 指定介護予防訪問看護の基本取扱方針について定めることとした。(第76条関係)
- 77 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針について定めることとした。(第77条関係)
- 78 指定介護予防訪問看護における主治の医師との関係について定めることとした。(第78条関係)
- 79 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本方針について定めることとした。(第79条関係)
- 80 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所に置くべき職員について定めることとした。(第80条関係)
- 81 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の設備、備品等について定めることとした。(第81条関係)
- 82 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける利用料等の受領について定めることとした。(第82条関係)
- 83 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける運営規程について定めることとした。(第83条関係)
- 84 指定介護予防訪問リハビリテーションにおける記録の整備について定めることとした。(第84条関係)
- 85 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防訪問リハビリテーションの事業への準用について定めることとした。(第85条関係)
- 86 指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針について定めることとした。(第86条関係)
- 87 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針について定めることとした。(第87条関係)
- 88 指定介護予防居宅療養管理指導の基本方針について定めることとした。(第88条関係)
- 89 指定介護予防居宅療養管理指導事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第89条関係)

- 90 指定介護予防居宅療養管理指導事業所の設備、備品等について定めることとした。(第90条関係)
- 91 指定介護予防居宅療養管理指導における利用料等の受領について定めることとした。(第91条関係)
- 92 指定介護予防居宅療養管理指導における運営規程について定めることとした。(第92条関係)
- 93 指定介護予防居宅療養管理指導における記録の整備について定めることとした。(第93条関係)
- 94 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防居宅療養管理指導の事業への準用について定めることとした。(第94条関係)
- 95 指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針について定めることとした。(第95条関係)
- 96 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針について定めることとした。(第96条関係)
- 97 指定介護予防通所介護の基本方針について定めることとした。(第97条関係)
- 98 指定介護予防通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第98条関係)
- 99 指定介護予防通所介護事業所の管理者について定めることとした。(第99条関係)
- 100 指定介護予防通所介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第100条関係)
- 101 指定介護予防通所介護における利用料等の受領について定めることとした。(第101条関係)
- 102 指定介護予防通所介護における運営規程について定めることとした。(第102条関係)
- 103 指定介護予防通所介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第103条関係)
- 104 指定介護予防通所介護における定員の遵守について定めることとした。(第104条関係)
- 105 指定介護予防通所介護における非常災害対策について定めることとした。(第105条関係)
- 106 指定介護予防通所介護における衛生管理等について定めることとした。(第106条関係)
- 107 指定介護予防通所介護における記録の整備について定めることとした。(第107条関係)
- 108 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防通所介護の事業への準用について定めることとした。(第108条関係)
- 109 指定介護予防通所介護の基本取扱方針について定めることとした。(第109条関係)
- 110 指定介護予防通所介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第110条関係)
- 111 指定介護予防通所介護の提供に当たっての留意点について定めることとした。(第111条関係)
- 112 指定介護予防通所介護における安全管理体制等の確保について定めることとした。(第112条関係)
- 113 基準該当介護予防通所介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第113条関係)
- 114 基準該当介護予防通所介護事業所の管理者について定めることとした。(第114条関係)
- 115 基準該当介護予防通所介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第115条関係)
- 116 指定介護予防訪問介護等に関する規定の基準該当介護予防通所介護の事業への準用について定めることとした。(第116条関係)
- 117 指定介護予防通所リハビリテーションの基本方針について定めることとした。(第117条関係)
- 118 指定介護予防通所リハビリテーション事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第118条関係)
- 119 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の設備の基準について定めることとした。(第119条関係)
- 120 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者等の職務について定めることとした。(第120条関係)
- 121 指定介護予防通所リハビリテーションにおける運営規程について定めることとした。(第121条関係)
- 122 指定介護予防通所リハビリテーションにおける衛生管理等について定めることとした。(第122条関係)
- 123 指定介護予防通所リハビリテーションにおける記録の整備について定めることとした。(第123条関係)
- 124 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防通所リハビリテーションの事業への準用について定めることとした。(第124条関係)
- 125 指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針について定めることとした。(第125条関係)
- 126 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針について定めることとした。(第126条関係)
- 127 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点について定めることとした。(第127条関係)

- 128 指定介護予防通所リハビリテーションにおける安全管理体制等の確保について定めることとした。(第128条関係)
- 129 指定介護予防短期入所生活介護の基本方針について定めることとした。(第129条関係)
- 130 指定介護予防短期入所生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第130条関係)
- 131 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者について定めることとした。(第131条関係)
- 132 指定介護予防短期入所生活介護における利用定員等について定めることとした。(第132条関係)
- 133 指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第133条関係)
- 134 指定介護予防短期入所生活介護における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第134条関係)
- 135 指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了について定めることとした。(第135条関係)
- 136 指定介護予防短期入所生活介護における利用料等の受領について定めることとした。(第136条関係)
- 137 指定介護予防短期入所生活介護における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第137条関係)
- 138 指定介護予防短期入所生活介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第138条関係)
- 139 指定介護予防短期入所生活介護における運営規程について定めることとした。(第139条関係)
- 140 指定介護予防短期入所生活介護における定員の遵守について定めることとした。(第140条関係)
- 141 指定介護予防短期入所生活介護における地域との連携等について定めることとした。(第141条関係)
- 142 指定介護予防短期入所生活介護における記録の整備について定めることとした。(第142条関係)
- 143 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防短期入所生活介護の事業への準用について定めることとした。(第143条関係)
- 144 指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針について定めることとした。(第144条関係)
- 145 指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第145条関係)
- 146 指定介護予防短期入所生活介護における介護について定めることとした。(第146条関係)
- 147 指定介護予防短期入所生活介護における食事の提供について定めることとした。(第147条関係)
- 148 指定介護予防短期入所生活介護における機能訓練について定めることとした。(第148条関係)
- 149 指定介護予防短期入所生活介護における健康管理について定めることとした。(第149条関係)
- 150 指定介護予防短期入所生活介護における相談及び支援について定めることとした。(第150条関係)
- 151 指定介護予防短期入所生活介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第151条関係)
- 152 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第152条関係)
- 153 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の基本方針について定めることとした。(第153条関係)
- 154 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第154条関係)
- 155 指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員に関する規定のユニット型指定介護予防短期入所生活介護への準用について定めることとした。(第155条関係)
- 156 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護における利用料等の受領について定めることとした。(第156条関係)
- 157 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護における運営規程について定めることとした。(第157条関係)
- 158 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第158条関係)
- 159 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護における定員の遵守について定めることとした。(第159条関係)
- 160 指定介護予防短期入所生活介護に関する規定のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業への準用について定めることとした。(第160条、第165条関係)
- 161 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意点について定めることとした。(第161条関係)
- 162 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護における介護について定めることとした。(第162条関係)
- 163 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護における食事の提供について定めることとした。(第163条関係)
- 164 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第164条関係)

-)
- 165 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所と指定介護予防通所介護事業所等との併設について定めることとした。(第166条関係)
 - 166 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第167条関係)
 - 167 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理者について定めることとした。(第168条関係)
 - 168 基準該当介護予防短期入所生活介護における利用定員等について定めることとした。(第169条関係)
 - 169 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第170条関係)
 - 170 基準該当介護予防短期入所生活介護における指定介護予防通所介護事業所等との連携等について定めることとした。(第171条関係)
 - 171 指定介護予防訪問介護等に関する規定の基準該当介護予防短期入所生活介護の事業への準用について定めることとした。(第172条関係)
 - 172 指定介護予防短期入所療養介護の基本方針について定めることとした。(第173条関係)
 - 173 指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき従業者の員数等について定めることとした。(第174条関係)
 - 174 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準について定めることとした。(第175条関係)
 - 175 指定介護予防短期入所療養介護の対象者について定めることとした。(第176条関係)
 - 176 指定介護予防短期入所療養介護における利用料等の受領について定めることとした。(第177条関係)
 - 177 指定介護予防短期入所療養介護における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第178条関係)
 - 178 指定介護予防短期入所療養介護における運営規程について定めることとした。(第179条関係)
 - 179 指定介護予防短期入所療養介護における定員の遵守について定めることとした。(第180条関係)
 - 180 指定介護予防短期入所療養介護における記録の整備について定めることとした。(第181条関係)
 - 181 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防短期入所療養介護の事業への準用について定めることとした。(第182条関係)
 - 182 指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針について定めることとした。(第183条関係)
 - 183 指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第184条関係)
 - 184 指定介護予防短期入所療養介護における診療の方針について定めることとした。(第185条関係)
 - 185 指定介護予防短期入所療養介護における機能訓練について定めることとした。(第186条関係)
 - 186 指定介護予防短期入所療養介護における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第187条関係)
 - 187 指定介護予防短期入所療養介護における食事の提供について定めることとした。(第188条関係)
 - 188 指定介護予防短期入所療養介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第189条関係)
 - 189 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第190条関係)
 - 190 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の基本方針について定めることとした。(第191条関係)
 - 191 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第192条関係)
 - 192 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護における利用料等の受領について定めることとした。(第193条関係)
 - 193 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護における運営規程について定めることとした。(第194条関係)
 - 194 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第195条関係)
 - 195 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護における定員の遵守について定めることとした。(第196条関係)
 - 196 指定介護予防短期入所療養介護に関する規定のユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業への準用について定めることとした。(第197条、第202条関係)
 - 197 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意点について定めることとした。(第198条関係)

- 198 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第199条関係)
- 199 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護における食事の提供について定めることとした。(第200条関係)
- 200 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第201条関係)
- 201 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本方針について定めることとした。(第203条関係)
- 202 指定介護予防特定施設に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第204条関係)
- 203 指定介護予防特定施設の管理者について定めることとした。(第205条関係)
- 204 指定介護予防特定施設の設備の基準について定めることとした。(第206条関係)
- 205 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び手続の説明及び契約の締結等について定めることとした。(第207条関係)
- 206 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等について定めることとした。(第208条関係)
- 207 指定介護予防特定施設入居者生活介護の法定代理受領サービスを受けるための利用者の同意について定めることとした。(第209条関係)
- 208 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の記録について定めることとした。(第210条関係)
- 209 指定介護予防特定施設入居者生活介護における利用料等の受領について定めることとした。(第211条関係)
- 210 指定介護予防特定施設入居者生活介護における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第212条関係)
- 211 指定介護予防特定施設入居者生活介護における運営規程について定めることとした。(第213条関係)
- 212 指定介護予防特定施設の勤務体制の確保等について定めることとした。(第214条関係)
- 213 指定介護予防特定施設入居者生活介護における協力医療機関等について定めることとした。(第215条関係)
- 214 指定介護予防特定施設入居者生活介護における地域との連携等について定めることとした。(第216条関係)
- 215 指定介護予防特定施設入居者生活介護における記録の整備について定めることとした。(第217条関係)
- 216 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業への準用について定めることとした。(第218条関係)
- 217 指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針について定めることとした。(第219条関係)
- 218 指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第220条関係)
- 219 指定介護予防特定施設入居者生活介護における介護について定めることとした。(第221条関係)
- 220 指定介護予防特定施設入居者生活介護における健康管理について定めることとした。(第222条関係)
- 221 指定介護予防特定施設入居者生活介護における相談及び援助について定めることとした。(第223条関係)
- 222 指定介護予防特定施設入居者生活介護における利用者の家族との連携等について定めることとした。(第224条関係)
- 223 指定介護予防短期入所生活介護における機能訓練に関する規定の指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業への準用について定めることとした。(第225条関係)
- 224 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるという趣旨について定めることとした。(第226条関係)
- 225 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本方針について定めることとした。(第227条関係)
- 226 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における指定介護予防特定施設の従業者及びその員数等について定めることとした。(第228条関係)
- 227 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における指定介護予防特定施設の管理者について定めることとした。(第229条関係)
- 228 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における指定介護予防特定施設の設備の基準について定めることとした。(第230条関係)
- 229 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における内容及び手続の説明及び契約の締結等について定める

- こととした。(第231条関係)
- 230 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における運営規程について定めることとした。(第232条関係)
- 231 受託介護予防サービス事業者への受託介護予防サービスの委託について定めることとした。(第233条関係)
- 232 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護における記録の整備について定めることとした。(第234条関係)
- 233 指定介護予防訪問介護等に関する規定の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業への準用について定めることとした。(第235条関係)
- 234 受託介護予防サービスの提供について定めることとした。(第236条関係)
- 235 介護予防特定施設入居者生活介護の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する規定の外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業への準用について定めることとした。(第237条関係)
- 236 指定介護予防福祉用具貸与の基本方針について定めることとした。(第238条関係)
- 237 指定介護予防福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員の員数等について定めることとした。(第239条関係)
- 238 指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理者について定めることとした。(第240条関係)
- 239 指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備、備品等について定めることとした。(第241条関係)
- 240 指定介護予防福祉用具貸与における利用料等の受領について定めることとした。(第242条関係)
- 241 指定介護予防福祉用具貸与における運営規程について定めることとした。(第243条関係)
- 242 指定介護予防福祉用具貸与における適切な研修の機会の確保について定めることとした。(第244条関係)
- 243 指定介護予防福祉用具貸与における福祉用具の取扱種目について定めることとした。(第245条関係)
- 244 指定介護予防福祉用具貸与における衛生管理等について定めることとした。(第246条関係)
- 245 指定介護予防福祉用具貸与における重要事項の掲示及び目録の備付けについて定めることとした。(第247条関係)
- 246 指定介護予防福祉用具貸与における記録の整備について定めることとした。(第248条関係)
- 247 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定介護予防福祉用具貸与の事業への準用について定めることとした。(第249条関係)
- 248 指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針について定めることとした。(第250条関係)
- 249 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針について定めることとした。(第251条関係)
- 250 介護予防福祉用具計画の作成について定めることとした。(第252条関係)
- 251 基準該当介護予防福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員の員数等について定めることとした。(第253条関係)
- 252 指定介護予防訪問介護等に関する規定の基準該当介護予防福祉用具貸与の事業への準用について定めることとした。(第254条関係)
- 253 指定特定介護予防福祉用具販売の基本方針について定めることとした。(第255条関係)
- 254 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の員数等について定めることとした。(第256条関係)
- 255 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理者について定めることとした。(第257条関係)
- 256 指定特定介護予防福祉用具販売事業所の設備、備品等について定めることとした。(第258条関係)
- 257 指定特定介護予防福祉用具販売におけるサービスの提供の記録について定めることとした。(第259条関係)
- 258 指定特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の額等の受領について定めることとした。(第260条関係)
- 259 指定特定介護予防福祉用具販売における保険給付の申請に必要となる書類等の交付について定めることとした。(第261条関係)
- 260 指定特定介護予防福祉用具販売における記録の整備について定めることとした。(第262条関係)
- 261 指定介護予防訪問介護等に関する規定の指定特定介護予防福祉用具販売の事業への準用について定めることとした。(第263条関係)
- 262 指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針について定めることとした。(第264条関係)
- 263 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針について定めることとした。(第265条関係)

264 特定介護予防福祉用具販売計画の作成について定めることとした。(第266条関係)

265 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第267条関係)

266 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第43項関係)

(3) 東日本大震災復興特別区域法による介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例について定めることとした。(附則第44項関係)

◎指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第79号)

1 児童福祉法第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)

2 定義について定めることとした。(第2条関係)

3 指定障害児通所支援事業者の要件について定めることとした。(第3条関係)

4 指定障害児通所支援事業者等の一般原則について定めることとした。(第4条関係)

5 指定児童発達支援の基本方針について定めることとした。(第5条関係)

6 指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第6条、第7条関係)

7 指定児童発達支援事業所の管理者について定めることとした。(第8条関係)

8 指定児童発達支援における従たる事業所を設置する場合における特例について定めることとした。(第9条関係)

9 指定児童発達支援事業所の設備の基準について定めることとした。(第10条、第11条関係)

10 指定児童発達支援における利用定員について定めることとした。(第12条関係)

11 指定児童発達支援における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第13条関係)

12 指定児童発達支援における契約支給量の報告等について定めることとした。(第14条関係)

13 指定児童発達支援における提供の拒否の禁止について定めることとした。(第15条関係)

14 指定児童発達支援における連絡調整に対する協力について定めることとした。(第16条関係)

15 指定児童発達支援の提供困難時の対応について定めることとした。(第17条関係)

16 指定児童発達支援における受給資格の確認について定めることとした。(第18条関係)

17 指定児童発達支援における障害児通所給付費の支給の申請に係る援助について定めることとした。(第19条関係)

18 指定児童発達支援における障害児の心身の状況等の把握について定めることとした。(第20条関係)

19 指定児童発達支援における指定障害児通所支援事業者等との連携等について定めることとした。(第21条関係)

20 指定児童発達支援におけるサービスの提供の記録について定めることとした。(第22条関係)

21 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第23条関係)

22 指定児童発達支援における通所利用者負担額の受領について定めることとした。(第24条関係)

23 指定児童発達支援における通所利用者負担額に係る管理について定めることとした。(第25条関係)

24 指定児童発達支援における障害児通所給付費の額に係る通知等について定めることとした。(第26条関係)

25 指定児童発達支援の取扱方針について定めることとした。(第27条関係)

26 児童発達支援計画の作成等について定めることとした。(第28条関係)

27 児童発達支援管理責任者の職務について定めることとした。(第29条関係)

28 指定児童発達支援における相談及び援助について定めることとした。(第30条関係)

29 指定児童発達支援における指導、訓練等について定めることとした。(第31条関係)

30 指定児童発達支援における食事の提供について定めることとした。(第32条関係)

- 31 指定児童発達支援における社会生活上の便宜の供与等について定めることとした。(第33条関係)
- 32 指定児童発達支援における健康管理について定めることとした。(第34条関係)
- 33 指定児童発達支援における緊急時等の対応について定めることとした。(第35条関係)
- 34 指定児童発達支援における通所給付決定保護者に関する市町村への通知について定めることとした。(第36条関係)
- 35 指定児童発達支援における管理者の職務について定めることとした。(第37条関係)
- 36 指定児童発達支援における運営規程について定めることとした。(第38条関係)
- 37 指定児童発達支援における勤務体制の確保等について定めることとした。(第39条関係)
- 38 指定児童発達支援における定員の遵守について定めることとした。(第40条関係)
- 39 指定児童発達支援における非常災害対策について定めることとした。(第41条関係)
- 40 指定児童発達支援における衛生管理等について定めることとした。(第42条関係)
- 41 指定児童発達支援における協力医療機関について定めることとした。(第43条関係)
- 42 指定児童発達支援における重要事項の掲示について定めることとした。(第44条関係)
- 43 指定児童発達支援における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第45条関係)
- 44 指定児童発達支援における虐待等の禁止について定めることとした。(第46条関係)
- 45 指定児童発達支援における懲戒に係る権限の濫用の禁止について定めることとした。(第47条関係)
- 46 指定児童発達支援における秘密保持等について定めることとした。(第48条関係)
- 47 指定児童発達支援における情報の提供等について定めることとした。(第49条関係)
- 48 指定児童発達支援における利益供与等の禁止について定めることとした。(第50条関係)
- 49 指定児童発達支援における苦情解決について定めることとした。(第51条関係)
- 50 指定児童発達支援における地域との連携等について定めることとした。(第52条関係)
- 51 指定児童発達支援における事故発生時の対応について定めることとした。(第53条関係)
- 52 指定児童発達支援における会計の区分について定めることとした。(第54条関係)
- 53 指定児童発達支援における記録の整備について定めることとした。(第55条関係)
- 54 指定医療型児童発達支援の基本方針について定めることとした。(第56条関係)
- 55 指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第57条関係)
- 56 指定児童発達支援に関する規定の指定医療型児童発達支援の事業への準用について定めることとした。(第58条関係)
- 57 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準について定めることとした。(第59条関係)
- 58 指定医療型児童発達支援における利用定員について定めることとした。(第60条関係)
- 59 指定医療型児童発達支援における通所利用者負担額の受領について定めることとした。(第61条関係)
- 60 指定医療型児童発達支援における障害児通所給付費の額に係る通知等について定めることとした。(第62条関係)
- 61 指定医療型児童発達支援における通所給付決定保護者に関する市町村への通知について定めることとした。(第63条関係)
- 62 指定医療型児童発達支援における運営規程について定めることとした。(第64条関係)
- 63 指定児童発達支援に関する規定の指定医療型児童発達支援の事業への準用について定めることとした。(第65条関係)
- 64 指定放課後等デイサービスの基本方針について定めることとした。(第66条関係)
- 65 指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第67条関係)
- 66 指定児童発達支援に関する規定の指定放課後等デイサービスの事業への準用について定めることとした。(第68条関係)
- 67 指定放課後等デイサービス事業所の設備の基準について定めることとした。(第69条関係)
- 68 指定放課後等デイサービスにおける利用定員について定めることとした。(第70条関係)
- 69 指定放課後等デイサービスにおける通所利用者負担額の受領について定めることとした。(第71条関係)
- 70 指定児童発達支援及び指定医療型児童発達支援に関する規定の指定放課後等デイサービスの事業への準用について定めることとした。(第72条関係)

- 71 指定保育所等訪問支援の基本方針について定めることとした。(第73条関係)
- 72 指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第74条関係)
- 73 指定児童発達支援に関する規定の指定保育所等訪問支援の事業への準用について定めることとした。(第75条関係)
- 74 指定保育所等訪問支援事業所の設備の基準について定めることとした。(第76条関係)
- 75 指定保育所等訪問支援における従業者の身分を証する書類の携行について定めることとした。(第77条関係)
- 76 指定保育所等訪問支援における通所利用者負担額の受領について定めることとした。(第78条関係)
- 77 指定保育所等訪問支援における運営規程について定めることとした。(第79条関係)
- 78 指定児童発達支援に関する規定の指定保育所等訪問支援の事業への準用について定めることとした。(第80条関係)
- 79 多機能型事業所における従業者の員数に関する特例について定めることとした。(第81条関係)
- 80 多機能型事業所における設備に関する特例について定めることとした。(第82条関係)
- 81 多機能型事業所における利用定員に関する特例について定めることとした。(第83条関係)
- 82 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第84条関係)
- 83 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第80号)

- 1 児童福祉法第24条の9第2項において準用する同法第21条の5の15第2項第1号並びに第24条の12第1項及び第2項の規定により、指定障害児入所施設の要件並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 指定障害児入所施設の要件について定めることとした。(第3条関係)
- 4 指定障害児入所施設等の一般原則について定めることとした。(第4条関係)
- 5 指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第5条関係)
- 6 指定福祉型障害児入所施設の設備の基準について定めることとした。(第6条関係)
- 7 指定福祉型障害児入所施設におけるサービスの内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第7条関係)
- 8 指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援の提供の拒否の禁止について定めることとした。(第8条関係)
- 9 指定福祉型障害児入所施設におけるあっせん、調整及び要請に対する協力について定めることとした。(第9条関係)
- 10 指定福祉型障害児入所施設におけるサービス提供困難時の対応について定めることとした。(第10条関係)
- 11 指定福祉型障害児入所施設における受給資格の確認について定めることとした。(第11条関係)
- 12 指定福祉型障害児入所施設における障害児入所給付費の支給の申請に係る援助について定めることとした。(第12条関係)
- 13 指定福祉型障害児入所施設における障害児の心身の状況等の把握について定めることとした。(第13条関係)
- 14 指定福祉型障害児入所施設における居住地の変更が見込まれる者への対応について定めることとした。(第14条関係)
- 15 指定福祉型障害児入所施設における入退所の記録の記載等について定めることとした。(第15条関係)
- 16 指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援の提供の記録について定めることとした。(第16条関係)
- 17 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第17条関係)
- 18 指定福祉型障害児入所施設における入所利用者負担額の受領について定めることとした。(第18条関係)
- 19 指定福祉型障害児入所施設における入所利用者負担額に係る管理について定めることとした。(第19条関係)
- 20 指定福祉型障害児入所施設における障害児入所給付費等の額に係る通知等について定めることとした。(第20条関係)
- 21 指定福祉型障害児入所施設における指定入所支援の取扱方針について定めることとした。(第21条関係)
- 22 指定福祉型障害児入所施設における入所支援計画の作成等について定めることとした。(第22条関係)

- 23 児童発達支援管理責任者の職務について定めることとした。(第23条関係)
- 24 指定福祉型障害児入所施設において障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討すること等について定めることとした。(第24条関係)
- 25 指定福祉型障害児入所施設における相談及び援助について定めることとした。(第25条関係)
- 26 指定福祉型障害児入所施設における指導、訓練等について定めることとした。(第26条関係)
- 27 指定福祉型障害児入所施設における食事の提供について定めることとした。(第27条関係)
- 28 指定福祉型障害児入所施設における社会生活上の便宜の供与等について定めることとした。(第28条関係)
- 29 指定福祉型障害児入所施設における健康管理について定めることとした。(第29条関係)
- 30 指定福祉型障害児入所施設における緊急時等の対応について定めることとした。(第30条関係)
- 31 指定福祉型障害児入所施設における障害児の入院期間中の取扱いについて定めることとした。(第31条関係)
- 32 指定福祉型障害児入所施設における給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第32条関係)
- 33 指定福祉型障害児入所施設における入所給付決定保護者に関する知事への通知について定めることとした。(第33条関係)
- 34 指定福祉型障害児入所施設における管理者による管理等について定めることとした。(第34条関係)
- 35 指定福祉型障害児入所施設における運営規程について定めることとした。(第35条関係)
- 36 指定福祉型障害児入所施設の勤務体制の確保等について定めることとした。(第36条関係)
- 37 指定福祉型障害児入所施設の定員の遵守について定めることとした。(第37条関係)
- 38 指定福祉型障害児入所施設における非常災害対策について定めることとした。(第38条関係)
- 39 指定福祉型障害児入所施設における衛生管理等について定めることとした。(第39条関係)
- 40 指定福祉型障害児入所施設における協力医療機関等について定めることとした。(第40条関係)
- 41 指定福祉型障害児入所施設における重要事項の掲示について定めることとした。(第41条関係)
- 42 指定福祉型障害児入所施設における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第42条関係)
- 43 指定福祉型障害児入所施設における虐待等の禁止について定めることとした。(第43条関係)
- 44 指定福祉型障害児入所施設における懲戒に係る権限の濫用の禁止について定めることとした。(第44条関係)
- 45 指定福祉型障害児入所施設における秘密保持等について定めることとした。(第45条関係)
- 46 指定福祉型障害児入所施設における情報の提供等について定めることとした。(第46条関係)
- 47 指定福祉型障害児入所施設における利益供与等の禁止について定めることとした。(第47条関係)
- 48 指定福祉型障害児入所施設における苦情解決について定めることとした。(第48条関係)
- 49 指定福祉型障害児入所施設における地域との連携等について定めることとした。(第49条関係)
- 50 指定福祉型障害児入所施設における事故発生時の対応について定めることとした。(第50条関係)
- 51 指定福祉型障害児入所施設における会計の区分について定めることとした。(第51条関係)
- 52 指定福祉型障害児入所施設における記録の整備について定めることとした。(第52条関係)
- 53 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第53条関係)
- 54 指定医療型障害児入所施設の設備の基準について定めることとした。(第54条関係)
- 55 指定医療型障害児入所施設における入所利用者負担額の受領について定めることとした。(第55条関係)
- 56 指定医療型障害児入所施設における障害児入所給付費の額に係る通知等について定めることとした。(第56条関係)
- 57 指定医療型障害児入所施設における協力歯科医療機関について定めることとした。(第57条関係)
- 58 指定福祉型障害児入所施設に関する規定の指定医療型障害児入所施設の事業への準用について定めることとした。(第58条関係)
- 59 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第59条関係)
- 60 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第81号)

1 障害者自立支援法第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の要件並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。

(第1条関係)

2 定義について定めることとした。(第2条関係)

3 指定障害福祉サービス事業者の要件について定めることとした。(第3条関係)

4 指定障害福祉サービス事業者の一般原則について定めることとした。(第4条関係)

5 指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の基本方針について定めることとした。(第5条関係)

6 指定居宅介護事業所に置くべき従業者及びその員数について定めることとした。(第6条関係)

7 指定居宅介護事業所の管理者について定めることとした。(第7条関係)

8 指定居宅介護に関する規定の指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の事業への準用について定めることとした。(第8条関係)

9 指定居宅介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第9条関係)

10 指定居宅介護における内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第10条関係)

11 指定居宅介護における契約支給量の報告等について定めることとした。(第11条関係)

12 指定居宅介護の提供の拒否の禁止について定めることとした。(第12条関係)

13 指定居宅介護における連絡調整に対する協力について定めることとした。(第13条関係)

14 指定居宅介護におけるサービス提供困難時の対応について定めることとした。(第14条関係)

15 指定居宅介護における受給資格の確認について定めることとした。(第15条関係)

16 指定居宅介護における介護給付費の支給の申請に係る援助について定めることとした。(第16条関係)

17 指定居宅介護における心身の状況等の把握について定めることとした。(第17条関係)

18 指定居宅介護における指定障害福祉サービス事業者等との連携等について定めることとした。(第18条関係)

19 指定居宅介護における身分を証する書類の携行について定めることとした。(第19条関係)

20 指定居宅介護におけるサービスの提供の記録について定めることとした。(第20条関係)

21 指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第21条関係)

22 指定居宅介護における利用者負担額等の受領について定めることとした。(第22条関係)

23 指定居宅介護における利用者負担額に係る管理について定めることとした。(第23条関係)

24 指定居宅介護における介護給付費の額に係る通知等について定めることとした。(第24条関係)

25 指定居宅介護の基本取扱方針について定めることとした。(第25条関係)

26 指定居宅介護の具体的取扱方針について定めることとした。(第26条関係)

27 居宅介護計画の作成について定めることとした。(第27条関係)

28 指定居宅介護における同居家族に対するサービス提供の禁止について定めることとした。(第28条関係)

29 指定居宅介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第29条関係)

30 指定居宅介護事業者による支給決定障害者等に関する市町村への通知について定めることとした。(第30条関係)

31 指定居宅介護事業所の管理者及びサービス提供責任者の職務について定めることとした。(第31条関係)

32 指定居宅介護における運営規程について定めることとした。(第32条関係)

33 指定居宅介護における介護等の総合的な提供について定めることとした。(第33条関係)

34 指定居宅介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第34条関係)

35 指定居宅介護における衛生管理等について定めることとした。(第35条関係)

- 36 指定居宅介護における重要事項の掲示について定めることとした。(第36条関係)
- 37 指定居宅介護事業者の秘密保持等について定めることとした。(第37条関係)
- 38 指定居宅介護事業者による情報の提供等について定めることとした。(第38条関係)
- 39 指定居宅介護事業者による利益供与等の禁止について定めることとした。(第39条関係)
- 40 指定居宅介護における苦情解決について定めることとした。(第40条関係)
- 41 指定居宅介護における事故発生時の対応について定めることとした。(第41条関係)
- 42 指定居宅介護における会計の区分について定めることとした。(第42条関係)
- 43 指定居宅介護における記録の整備について定めることとした。(第43条関係)
- 44 指定居宅介護に関する規定の指定重度訪問介護、指定同行援護及び指定行動援護の事業への準用について定めることとした。(第44条関係)
- 45 基準該当居宅介護事業所に置くべき従業者の員数について定めることとした。(第45条関係)
- 46 基準該当居宅介護事業所の管理者について定めることとした。(第46条関係)
- 47 基準該当居宅介護事業所の設備、備品等について定めることとした。(第47条関係)
- 48 基準該当居宅介護における同居家族に対するサービス提供の制限について定めることとした。(第48条関係)
- 49 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業における運営に関する基準について定めることとした。(第49条関係)
- 50 指定療養介護の基本方針について定めることとした。(第50条関係)
- 51 指定療養介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第51条関係)
- 52 指定療養介護事業所の管理者について定めることとした。(第52条関係)
- 53 指定療養介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第53条関係)
- 54 指定療養介護における受給者証記載事項の報告等について定めることとした。(第54条関係)
- 55 指定療養介護におけるサービスの提供の記録について定めることとした。(第55条関係)
- 56 指定療養介護における利用者負担額等の受領について定めることとした。(第56条関係)
- 57 指定療養介護における利用者負担額に係る管理について定めることとした。(第57条関係)
- 58 指定療養介護における介護給付費の額に係る通知等について定めることとした。(第58条関係)
- 59 指定療養介護の取扱方針について定めることとした。(第59条関係)
- 60 療養介護計画の作成等について定めることとした。(第60条関係)
- 61 指定療養介護事業所のサービス管理責任者の職務について定めることとした。(第61条関係)
- 62 指定療養介護における相談及び援助について定めることとした。(第62条関係)
- 63 指定療養介護における機能訓練について定めることとした。(第63条関係)
- 64 指定療養介護における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第64条関係)
- 65 指定療養介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第65条関係)
- 66 指定療養介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第66条関係)
- 67 指定療養介護事業者による支給決定障害者に関する市町村への通知について定めることとした。(第67条関係)
- 68 指定療養介護事業所の管理者の職務について定めることとした。(第68条関係)
- 69 指定療養介護における運営規程について定めることとした。(第69条関係)
- 70 指定療養介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第70条関係)
- 71 指定療養介護における定員の遵守について定めることとした。(第71条関係)
- 72 指定療養介護における非常災害対策について定めることとした。(第72条関係)
- 73 指定療養介護における衛生管理等について定めることとした。(第73条関係)
- 74 指定療養介護における重要事項の掲示について定めることとした。(第74条関係)

- 75 指定療養介護における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第75条関係)
- 76 指定療養介護における地域との連携等について定めることとした。(第76条関係)
- 77 指定療養介護における記録の整備について定めることとした。(第77条関係)
- 78 指定居宅介護に関する規定の指定療養介護の事業への準用について定めることとした。(第78条関係)
- 79 指定生活介護の基本方針について定めることとした。(第79条関係)
- 80 指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第80条関係)
- 81 指定生活介護事業者が従たる事業所を設置する場合における特例について定めることとした。(第81条関係)
- 82 指定療養介護に関する規定の指定生活介護の事業への準用について定めることとした。(第82条関係)
- 83 指定生活介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第83条関係)
- 84 指定生活介護における利用者負担額等の受領について定めることとした。(第84条関係)
- 85 指定生活介護における介護について定めることとした。(第85条関係)
- 86 指定生活介護における生産活動について定めることとした。(第86条関係)
- 87 指定生活介護における工賃の支払について定めることとした。(第87条関係)
- 88 指定生活介護における食事の提供について定めることとした。(第88条関係)
- 89 指定生活介護における健康管理について定めることとした。(第89条関係)
- 90 指定生活介護事業者による支給決定障害者に関する市町村への通知について定めることとした。(第90条関係)
- 91 指定生活介護における運営規程について定めることとした。(第91条関係)
- 92 指定生活介護における衛生管理等について定めることとした。(第92条関係)
- 93 指定生活介護における協力医療機関について定めることとした。(第93条関係)
- 94 指定生活介護における重要事項の掲示について定めることとした。(第94条関係)
- 95 指定居宅介護及び指定療養介護に関する規定の指定生活介護の事業への準用について定めることとした。(第95条関係)
- 96 基準該当生活介護の基準について定めることとした。(第96条関係)
- 97 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例について定めることとした。(第97条関係)
- 98 指定生活介護に関する規定の基準該当生活介護の事業への準用について定めることとした。(第98条関係)
- 99 指定短期入所の基本方針について定めることとした。(第99条関係)
- 100 指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数について定めることとした。(第100条関係)
- 101 指定居宅介護に関する規定の指定短期入所の事業への準用について定めることとした。(第101条関係)
- 102 指定短期入所事業所の設備、備品等について定めることとした。(第102条関係)
- 103 指定短期入所の開始及び終了について定めることとした。(第103条関係)
- 104 指定短期入所における入退所の記録の記載等について定めることとした。(第104条関係)
- 105 指定短期入所における利用者負担額等の受領について定めることとした。(第105条関係)
- 106 指定短期入所の取扱方針について定めることとした。(第106条関係)
- 107 指定短期入所におけるサービスの提供について定めることとした。(第107条関係)
- 108 指定短期入所における運営規程について定めることとした。(第108条関係)
- 109 指定短期入所における定員の遵守について定めることとした。(第109条関係)
- 110 指定居宅介護、指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の指定短期入所の事業への準用について定めることとした。(第110条関係)
- 111 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例について定めることとした。(第111条関係)
- 112 指定短期入所に関する規定の基準該当短期入所の事業への準用について定めることとした。(第112条関係)
- 113 指定重度障害者等包括支援の基本方針について定めることとした。(第113条関係)
- 114 指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者の員数等について定めることとした。(第114条関係)

- 115 指定重度障害者等包括支援事業所の人員に関する規定の準用について定めることとした。(第115条関係)
- 116 指定重度障害者等包括支援事業所の設備に関する規定の準用について定めることとした。(第116条関係)
- 117 指定重度障害者等包括支援事業者の実施主体について定めることとした。(第117条関係)
- 118 指定重度障害者等包括支援事業所の体制について定めることとした。(第118条関係)
- 119 指定重度障害者等包括支援事業者が行う障害福祉サービスの提供に係る基準について定めることとした。(第119条関係)
- 120 指定重度障害者等包括支援の取扱方針について定めることとした。(第120条関係)
- 121 指定重度障害者等包括支援におけるサービス利用計画の作成について定めることとした。(第121条関係)
- 122 指定重度障害者等包括支援における運営規程について定めることとした。(第122条関係)
- 123 指定居宅介護及び指定療養介護に関する規定の指定重度障害者等包括支援の事業への準用について定めることとした。(第123条関係)
- 124 指定共同生活介護の基本方針について定めることとした。(第124条関係)
- 125 指定共同生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数について定めることとした。(第125条関係)
- 126 指定共同生活介護事業所の管理者について定めることとした。(第126条関係)
- 127 指定共同生活介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第127条関係)
- 128 指定共同生活介護における入退居について定めることとした。(第128条関係)
- 129 指定共同生活介護における入退居の記録の記載等について定めることとした。(第129条関係)
- 130 指定共同生活介護における利用者負担額等の受領について定めることとした。(第130条関係)
- 131 指定共同生活介護における利用者負担額に係る管理について定めることとした。(第131条関係)
- 132 指定共同生活介護の取扱方針について定めることとした。(第132条関係)
- 133 指定共同生活介護事業所のサービス管理責任者の職務について定めることとした。(第133条関係)
- 134 指定共同生活介護における介護及び家事等について定めることとした。(第134条関係)
- 135 指定共同生活介護における社会生活上の便宜の供与等について定めることとした。(第135条関係)
- 136 指定共同生活介護における運営規程について定めることとした。(第136条関係)
- 137 指定共同生活介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第137条関係)
- 138 指定共同生活介護における支援体制の確保について定めることとした。(第138条関係)
- 139 指定共同生活介護における定員の遵守について定めることとした。(第139条関係)
- 140 指定共同生活介護における協力医療機関等について定めることとした。(第140条関係)
- 141 指定居宅介護、指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の指定共同生活介護の事業への準用について定めることとした。(第141条関係)
- 142 指定自立訓練（機能訓練）の基本方針について定めることとした。(第142条関係)
- 143 指定自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき従業者及びその員数について定めることとした。(第143条関係)
- 144 指定自立訓練（機能訓練）事業所の人員に関する規定の準用について定めることとした。(第144条関係)
- 145 指定自立訓練（機能訓練）事業所の設備に関する規定の準用について定めることとした。(第145条関係)
- 146 指定自立訓練（機能訓練）における利用者負担額等の受領について定めることとした。(第146条関係)
- 147 指定自立訓練（機能訓練）における訓練について定めることとした。(第147条関係)
- 148 指定自立訓練（機能訓練）事業者による地域生活への移行のための支援について定めることとした。(第148条関係)
- 149 指定居宅介護、指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の指定自立訓練（機能訓練）の事業への準用について定めることとした。(第149条関係)
- 150 基準該当自立訓練（機能訓練）の基準について定めることとした。(第150条関係)
- 151 指定自立訓練（機能訓練）に関する規定の基準該当自立訓練（機能訓練）の事業への準用について定めることとした。(第151条関係)

- 152 指定自立訓練（生活訓練）の基本方針について定めることとした。（第152条関係）
- 153 指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。（第153条関係）
- 154 指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の指定自立訓練（生活訓練）の事業への準用について定めることとした。（第154条関係）
- 155 指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備について定めることとした。（第155条関係）
- 156 指定自立訓練（生活訓練）におけるサービスの提供の記録について定めることとした。（第156条関係）
- 157 指定自立訓練（生活訓練）における利用者負担額等の受領について定めることとした。（第157条関係）
- 158 指定自立訓練（生活訓練）における記録の整備について定めることとした。（第158条関係）
- 159 指定居宅介護、指定療養介護、指定生活介護、指定共同生活介護及び指定自立訓練（機能訓練）に関する規定の基準該当自立訓練（生活訓練）の事業への準用について定めることとした。（第159条関係）
- 160 基準該当自立訓練（生活訓練）の基準について定めることとした。（第160条関係）
- 161 基準該当自立訓練（生活訓練）への準用について定めることとした。（第161条関係）
- 162 指定就労移行支援の基本方針について定めることとした。（第162条関係）
- 163 指定就労移行支援事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。（第163条関係）
- 164 認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数等について定めることとした。（第164条関係）
- 165 指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の指定就労移行支援の事業への準用について定めることとした。（第165条関係）
- 166 認定指定就労移行支援事業所の設備について定めることとした。（第166条関係）
- 167 指定生活介護に関する規定の指定就労移行支援の事業への準用について定めることとした。（第167条関係）
- 168 指定就労移行支援事業者による実習の実施について定めることとした。（第168条関係）
- 169 指定就労移行支援事業者による求職活動の支援等の実施について定めることとした。（第169条関係）
- 170 指定就労移行支援事業者による職場への定着のための支援の実施について定めることとした。（第170条関係）
- 171 指定就労移行支援事業者による就職状況の報告について定めることとした。（第171条関係）
- 172 指定居宅介護、指定療養介護、指定生活介護、指定共同生活介護及び指定自立訓練（機能訓練）に関する規定の指定就労移行支援の事業への準用について定めることとした。（第172条関係）
- 173 指定就労継続支援A型の基本方針について定めることとした。（第173条関係）
- 174 指定就労継続支援A型事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。（第174条関係）
- 175 指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の指定就労継続支援A型の事業への準用について定めることとした。（第175条関係）
- 176 指定就労継続支援A型事業所の設備について定めることとした。（第176条関係）
- 177 指定就労継続支援A型の事業の実施主体について定めることとした。（第177条関係）
- 178 指定就労継続支援A型における雇用契約の締結等について定めることとした。（第178条関係）
- 179 指定就労継続支援A型における就労について定めることとした。（第179条関係）
- 180 指定就労継続支援A型における賃金及び工賃について定めることとした。（第180条関係）
- 181 指定就労継続支援A型事業者による実習の実施について定めることとした。（第181条関係）
- 182 指定就労継続支援A型事業者による求職活動の支援等の実施について定めることとした。（第182条関係）
- 183 指定就労継続支援A型事業者による職場への定着のための支援等の実施について定めることとした。（第183条関係）
- 184 指定就労継続支援A型における利用者及び従業者以外の者の雇用について定めることとした。（第184条関係）
- 185 指定居宅介護、指定療養介護、指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）及び指定就労継続支援A型に関する規定の指定就労継続支援A型の事業への準用について定めることとした。（第185条関係）
- 186 指定就労継続支援B型の基本方針について定めることとした。（第186条関係）

- 187 指定就労継続支援B型事業所の人員に関する規定の準用について定めることとした。(第187条関係)
- 188 指定就労継続支援B型事業所の設備に関する規定の準用について定めることとした。(第188条関係)
- 189 指定就労継続支援B型における工賃の支払等について定めることとした。(第189条関係)
- 190 指定居宅介護、指定療養介護、指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練(機能訓練)及び指定就労継続支援A型に関する規定の指定就労継続支援B型の事業への準用について定めることとした。(第190条関係)
- 191 基準該当就労継続支援B型の事業の実施主体等について定めることとした。(第191条関係)
- 192 基準該当就労継続支援B型における運営規程について定めることとした。(第192条関係)
- 193 基準該当就労継続支援B型における工賃の支払について定めることとした。(第193条関係)
- 194 指定居宅介護、指定療養介護、指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型に関する規定の基準該当就労継続支援B型の事業への準用について定めることとした。(第194条関係)
- 195 指定共同生活援助の基本方針について定めることとした。(第195条関係)
- 196 指定共同生活援助事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第196条関係)
- 197 指定共同生活援助事業所の人員に関する規定の準用について定めることとした。(第197条関係)
- 198 指定共同生活援助事業所の設備に関する規定の準用について定めることとした。(第198条関係)
- 199 指定共同生活援助における家事等について定めることとした。(第199条関係)
- 200 指定共同生活援助事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第200条関係)
- 201 指定居宅介護、指定療養介護、指定生活介護及び指定共同生活介護に関する規定の指定共同生活援助の事業への準用について定めることとした。(第201条関係)
- 202 多機能型事業所における従業者の員数等に関する特例について定めることとした。(第202条関係)
- 203 多機能型事業所の設備の特例について定めることとした。(第203条関係)
- 204 一体型指定共同生活介護事業所等における従業者の員数に関する特例について定めることとした。(第204条関係)
- 205 一体型指定共同生活介護事業所等の設備及び定員の遵守に関する特例について定めることとした。(第205条関係)
- 206 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準について定めることとした。(第206条関係)
- 207 特定基準該当障害福祉サービス事業所に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第207条関係)
- 208 特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理者について定めることとした。(第208条関係)
- 209 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員について定めることとした。(第209条関係)
- 210 指定居宅介護、指定療養介護及び指定生活介護に関する規定の特定基準該当障害福祉サービスの事業への準用について定めることとした。(第210条関係)
- 211 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第211条関係)
- 212 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第22項関係)

◎指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)

- 1 障害者自立支援法第38条第3項において準用する同法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定により、指定障害者支援施設の要件並びに指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 指定障害者支援施設の要件について定めることとした。(第3条関係)
- 4 指定障害者支援施設の一般原則について定めることとした。(第4条関係)
- 5 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数等について定めることとした。(第5条関係)
- 6 従業者の員数に関する特例について定めることとした。(第6条関係)

- 7 従たる事業所を設置する場合の特例について定めることとした。(第7条関係)
- 8 設備の基準について定めることとした。(第8条関係)
- 9 設備に関する特例について定めることとした。(第9条関係)
- 10 施設障害福祉サービスの内容及び手続の説明及び同意について定めることとした。(第10条関係)
- 11 契約支給量の報告等について定めることとした。(第11条関係)
- 12 施設障害福祉サービスの提供の拒否の禁止について定めることとした。(第12条関係)
- 13 連絡調整に対する協力について定めることとした。(第13条関係)
- 14 施設障害福祉サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第14条関係)
- 15 受給資格等の確認について定めることとした。(第15条関係)
- 16 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助について定めることとした。(第16条関係)
- 17 心身の状況等の把握について定めることとした。(第17条関係)
- 18 指定障害福祉サービス事業者等との連携について定めることとした。(第18条関係)
- 19 従業者の身分を証する書類の携行について定めることとした。(第19条関係)
- 20 施設障害福祉サービスの提供の記録について定めることとした。(第20条関係)
- 21 指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第21条関係)
- 22 利用者負担額等の受領について定めることとした。(第22条関係)
- 23 利用者負担額に係る管理について定めることとした。(第23条関係)
- 24 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等について定めることとした。(第24条関係)
- 25 施設障害福祉サービスの取扱方針について定めることとした。(第25条関係)
- 26 施設障害福祉サービス計画の作成等について定めることとした。(第26条関係)
- 27 サービス管理責任者の職務について定めることとした。(第27条関係)
- 28 相談等について定めることとした。(第28条関係)
- 29 介護について定めることとした。(第29条関係)
- 30 訓練について定めることとした。(第30条関係)
- 31 生産活動の機会の提供について定めることとした。(第31条関係)
- 32 工賃の支払等について定めることとした。(第32条関係)
- 33 実習の実施について定めることとした。(第33条関係)
- 34 求職活動の支援等の実施について定めることとした。(第34条関係)
- 35 職場への定着のための支援の実施について定めることとした。(第35条関係)
- 36 就職状況の報告について定めることとした。(第36条関係)
- 37 食事の提供について定めることとした。(第37条関係)
- 38 社会生活上の便宜の供与等について定めることとした。(第38条関係)
- 39 健康管理について定めることとした。(第39条関係)
- 40 緊急時等の対応について定めることとした。(第40条関係)
- 41 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱いについて定めることとした。(第41条関係)
- 42 給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第42条関係)
- 43 支給決定障害者に関する市町村への通知について定めることとした。(第43条関係)
- 44 管理者について定めることとした。(第44条関係)
- 45 運営規程について定めることとした。(第45条関係)
- 46 勤務体制の確保等について定めることとした。(第46条関係)

- 47 定員の遵守について定めることとした。(第47条関係)
- 48 非常災害対策について定めることとした。(第48条関係)
- 49 衛生管理等について定めることとした。(第49条関係)
- 50 協力医療機関等について定めることとした。(第50条関係)
- 51 重要事項の掲示について定めることとした。(第51条関係)
- 52 身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第52条関係)
- 53 秘密保持等について定めることとした。(第53条関係)
- 54 実施する事業の内容に関する情報の提供等について定めることとした。(第54条関係)
- 55 利益供与等の禁止について定めることとした。(第55条関係)
- 56 苦情解決について定めることとした。(第56条関係)
- 57 地域との連携等について定めることとした。(第57条関係)
- 58 事故発生時の対応について定めることとした。(第58条関係)
- 59 会計の区分について定めることとした。(第59条関係)
- 60 記録の整備について定めることとした。(第60条関係)
- 61 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第61条関係)
- 62 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第9項関係)

◎障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第83号)

- 1 障害者自立支援法第80条第1項の規定により、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 障害福祉サービス事業者の一般原則について定めることとした。(第3条関係)
- 4 療養介護の基本方針について定めることとした。(第4条関係)
- 5 療養介護事業所の構造設備について定めることとした。(第5条関係)
- 6 療養介護事業所の管理者の要件について定めることとした。(第6条関係)
- 7 療養介護における運営規程について定めることとした。(第7条関係)
- 8 療養介護における非常災害対策について定めることとした。(第8条関係)
- 9 療養介護における記録の整備について定めることとした。(第9条関係)
- 10 療養介護事業所の規模について定めることとした。(第10条関係)
- 11 療養介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第11条関係)
- 12 療養介護事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第12条関係)
- 13 療養介護における心身の状況等の把握について定めることとした。(第13条関係)
- 14 療養介護事業者の障害福祉サービス事業者等との連携等について定めることとした。(第14条関係)
- 15 療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第15条関係)
- 16 療養介護の取扱方針について定めることとした。(第16条関係)
- 17 療養介護計画の作成等について定めることとした。(第17条関係)
- 18 療養介護事業所のサービス管理責任者の職務について定めることとした。(第18条関係)
- 19 療養介護における相談及び援助について定めることとした。(第19条関係)
- 20 療養介護における機能訓練について定めることとした。(第20条関係)
- 21 療養介護における看護及び医学的管理の下における介護について定めることとした。(第21条関係)

- 22 療養介護事業者が行うその他のサービスの提供について定めることとした。(第22条関係)
- 23 療養介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第23条関係)
- 24 療養介護事業所の管理者の職務について定めることとした。(第24条関係)
- 25 療養介護事業所の勤務体制の確保等について定めることとした。(第25条関係)
- 26 療養介護における定員の遵守について定めることとした。(第26条関係)
- 27 療養介護における衛生管理等について定めることとした。(第27条関係)
- 28 療養介護における身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第28条関係)
- 29 療養介護における秘密保持等について定めることとした。(第29条関係)
- 30 療養介護における苦情解決について定めることとした。(第30条関係)
- 31 療養介護における地域との連携等について定めることとした。(第31条関係)
- 32 療養介護における事故発生時の対応について定めることとした。(第32条関係)
- 33 生活介護の基本方針について定めることとした。(第33条関係)
- 34 生活介護事業所の構造設備について定めることとした。(第34条関係)
- 35 生活介護事業所の管理者の要件について定めることとした。(第35条関係)
- 36 生活介護における運営規程について定めることとした。(第36条関係)
- 37 生活介護事業所の規模について定めることとした。(第37条関係)
- 38 生活介護事業所の設備の基準について定めることとした。(第38条関係)
- 39 生活介護事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第39条関係)
- 40 生活介護事業者が従たる事業所を設置する場合における特例について定めることとした。(第40条関係)
- 41 生活介護における障害福祉サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第41条関係)
- 42 生活介護における介護について定めることとした。(第42条関係)
- 43 生活介護における生産活動の機会の提供について定めることとした。(第43条関係)
- 44 生活介護における工賃の支払について定めることとした。(第44条関係)
- 45 生活介護における食事の提供について定めることとした。(第45条関係)
- 46 生活介護における健康管理について定めることとした。(第46条関係)
- 47 生活介護における緊急時等の対応について定めることとした。(第47条関係)
- 48 生活介護における衛生管理等について定めることとした。(第48条関係)
- 49 生活介護における協力医療機関について定めることとした。(第49条関係)
- 50 療養介護に関する規定の生活介護の事業への準用について定めることとした。(第50条関係)
- 51 自立訓練（機能訓練）の基本方針について定めることとした。(第51条関係)
- 52 自立訓練（機能訓練）事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第52条関係)
- 53 自立訓練（機能訓練）における訓練について定めることとした。(第53条関係)
- 54 自立訓練（機能訓練）事業者による地域生活への移行のための支援について定めることとした。(第54条関係)
- 55 療養介護及び生活介護に関する規定の自立訓練（機能訓練）の事業への準用について定めることとした。(第55条関係)
- 56 自立訓練（生活訓練）の基本方針について定めることとした。(第56条関係)
- 57 自立訓練（生活訓練）事業所の規模について定めることとした。(第57条関係)
- 58 自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準について定めることとした。(第58条関係)
- 59 自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第59条関係)
- 60 療養介護、生活介護及び自立訓練（機能訓練）に関する規定の自立訓練（生活訓練）の事業への準用について定めることとした。(第60条関係)
- 61 就労移行支援の基本方針について定めることとした。(第61条関係)

- 62 認定就労移行支援事業所の設備について定めることとした。(第62条関係)
- 63 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第63条関係)
- 64 認定就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第64条関係)
- 65 就労移行支援事業者による実習の実施について定めることとした。(第65条関係)
- 66 就労移行支援事業者による求職活動の支援等の実施について定めることとした。(第66条関係)
- 67 就労移行支援事業者による職場への定着のための支援の実施について定めることとした。(第67条関係)
- 68 就労移行支援における就職状況の報告について定めることとした。(第68条関係)
- 69 療養介護、生活介護及び自立訓練（機能訓練）に関する規定の就労移行支援の事業への準用について定めることとした。(第69条関係)
- 70 就労継続支援A型の基本方針について定めることとした。(第70条関係)
- 71 就労継続支援A型事業所の管理者の要件について定めることとした。(第71条関係)
- 72 就労継続支援A型事業所の規模について定めることとした。(第72条関係)
- 73 就労継続支援A型事業所の設備の基準について定めることとした。(第73条関係)
- 74 就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第74条関係)
- 75 就労継続支援A型事業者が従たる事業所を設置する場合における特例について定めることとした。(第75条関係)
- 76 就労継続支援A型の事業の実施主体について定めることとした。(第76条関係)
- 77 就労継続支援A型における雇用契約の締結等について定めることとした。(第77条関係)
- 78 就労継続支援A型における就労の機会の提供について定めることとした。(第78条関係)
- 79 就労継続支援A型における賃金及び工賃について定めることとした。(第79条関係)
- 80 就労継続支援A型事業者による実習の実施について定めることとした。(第80条関係)
- 81 就労継続支援A型事業者による求職活動の支援等の実施について定めることとした。(第81条関係)
- 82 就労継続支援A型事業者による職場への定着のための支援等の実施について定めることとした。(第82条関係)
- 83 就労継続支援A型における利用者及び職員以外の者の雇用について定めることとした。(第83条関係)
- 84 療養介護、生活介護及び自立訓練（機能訓練）に関する規定の就労継続支援A型の事業への準用について定めることとした。(第84条関係)
- 85 就労継続支援B型の基本方針について定めることとした。(第85条関係)
- 86 就労継続支援B型における工賃の支払等について定めることとした。(第86条関係)
- 87 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練）及び就労継続支援A型に関する規定の就労継続支援B型の事業への準用について定めることとした。(第87条関係)
- 88 多機能型事業所の規模に関する特例について定めることとした。(第88条関係)
- 89 多機能型事業所における職員の員数等の特例について定めることとした。(第89条関係)
- 90 多機能型事業所の設備の特例について定めることとした。(第90条関係)
- 91 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第91条関係)
- 92 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第8項関係)

◎地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（条例第84号）

- 1 障害者自立支援法第80条第1項の規定により、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 運営規程について定めることとした。(第3条関係)

- 4 非常災害対策について定めることとした。(第4条関係)
- 5 サービスの提供の記録について定めることとした。(第5条関係)
- 6 記録の整備について定めることとした。(第6条関係)
- 7 地域活動支援センターの規模について定めることとした。(第7条関係)
- 8 設備の基準について定めることとした。(第8条関係)
- 9 地域活動支援センターに置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第9条関係)
- 10 従たる事業所を設置する場合における特例について定めることとした。(第10条関係)
- 11 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第11条関係)
- 12 生産活動の機会の提供について定めることとした。(第12条関係)
- 13 工賃の支払について定めることとした。(第13条関係)
- 14 定員の遵守について定めることとした。(第14条関係)
- 15 衛生管理等について定めることとした。(第15条関係)
- 16 秘密保持等について定めることとした。(第16条関係)
- 17 苦情解決について定めることとした。(第17条関係)
- 18 事故発生時の対応について定めることとした。(第18条関係)
- 19 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第19条関係)
- 20 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第85号)

- 1 障害者自立支援法第80条第1項の規定により、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条関係)
- 3 構造設備について定めることとした。(第3条関係)
- 4 運営規程について定めることとした。(第4条関係)
- 5 非常災害対策について定めることとした。(第5条関係)
- 6 サービスの提供の記録について定めることとした。(第6条関係)
- 7 記録の整備について定めることとした。(第7条関係)
- 8 福祉ホームの規模について定めることとした。(第8条関係)
- 9 設備の基準について定めることとした。(第9条関係)
- 10 福祉ホームに置くべき職員について定めることとした。(第10条関係)
- 11 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第11条関係)
- 12 定員の遵守について定めることとした。(第12条関係)
- 13 衛生管理等について定めることとした。(第13条関係)
- 14 秘密保持等について定めることとした。(第14条関係)
- 15 苦情解決について定めることとした。(第15条関係)
- 16 事故発生時の対応について定めることとした。(第16条関係)
- 17 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第17条関係)
- 18 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第86号)

- 1 障害者自立支援法第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 障害者支援施設の一般原則について定めることとした。(第3条関係)
- 4 構造設備について定めることとした。(第4条関係)
- 5 施設長の要件について定めることとした。(第5条関係)
- 6 運営規程について定めることとした。(第6条関係)
- 7 非常災害対策について定めることとした。(第7条関係)
- 8 記録の整備について定めることとした。(第8条関係)
- 9 障害者支援施設の規模について定めることとした。(第9条関係)
- 10 設備の基準について定めることとした。(第10条関係)
- 11 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第11条関係)
- 12 複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数等について定めることとした。(第12条関係)
- 13 従たる事業所を設置する場合の特例について定めることとした。(第13条関係)
- 14 サービス提供困難時の対応について定めることとした。(第14条関係)
- 15 心身の状況等の把握について定めることとした。(第15条関係)
- 16 障害福祉サービス事業者等との連携について定めることとした。(第16条関係)
- 17 障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等について定めることとした。(第17条関係)
- 18 施設障害福祉サービスの取扱方針について定めることとした。(第18条関係)
- 19 施設障害福祉サービス計画の作成等について定めることとした。(第19条関係)
- 20 サービス管理責任者の職務について定めることとした。(第20条関係)
- 21 相談等について定めることとした。(第21条関係)
- 22 介護について定めることとした。(第22条関係)
- 23 訓練について定めることとした。(第23条関係)
- 24 生産活動の機会の提供について定めることとした。(第24条関係)
- 25 工賃の支払等について定めることとした。(第25条関係)
- 26 実習の実施について定めることとした。(第26条関係)
- 27 求職活動の支援等の実施について定めることとした。(第27条関係)
- 28 職場への定着のための支援の実施について定めることとした。(第28条関係)
- 29 就職状況の報告について定めることとした。(第29条関係)
- 30 食事の提供について定めることとした。(第30条関係)
- 31 社会生活上の便宜の供与等について定めることとした。(第31条関係)
- 32 健康管理について定めることとした。(第32条関係)
- 33 緊急時等の対応について定めることとした。(第33条関係)
- 34 利用者の入院期間中の取扱いについて定めることとした。(第34条関係)
- 35 給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第35条関係)
- 36 施設長の職務について定めることとした。(第36条関係)
- 37 勤務体制の確保等について定めることとした。(第37条関係)
- 38 定員の遵守について定めることとした。(第38条関係)
- 39 衛生管理等について定めることとした。(第39条関係)
- 40 協力医療機関等について定めることとした。(第40条関係)

- 41 身体的拘束等の禁止について定めることとした。(第41条関係)
- 42 秘密保持等について定めることとした。(第42条関係)
- 43 苦情解決について定めることとした。(第43条関係)
- 44 地域との連携等について定めることとした。(第44条関係)
- 45 事故発生時の対応について定めることとした。(第45条関係)
- 46 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第46条関係)
- 47 施行期日等
 - (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第8項関係)

◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第87号)

- 1 児童福祉法第45条第1項の規定により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 最低基準の向上等について定めることとした。(第2条、第3条関係)
- 3 児童福祉施設の一般原則について定めることとした。(第4条関係)
- 4 非常災害対策について定めることとした。(第5条関係)
- 5 職員の一般的要件について定めることとした。(第6条関係)
- 6 職員の知識及び技能の向上等について定めることとした。(第7条関係)
- 7 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準について定めることとした。(第8条関係)
- 8 入所した者を平等に取り扱う原則について定めることとした。(第9条関係)
- 9 虐待の禁止について定めることとした。(第10条関係)
- 10 懲戒に係る権限の濫用禁止について定めることとした。(第11条関係)
- 11 衛生管理等について定めることとした。(第12条関係)
- 12 食事の提供について定めることとした。(第13条関係)
- 13 入所した者及び職員の健康診断について定めることとした。(第14条関係)
- 14 給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第15条関係)
- 15 児童福祉施設を運営する者が定める規程について定めることとした。(第16条関係)
- 16 帳簿の整備について定めることとした。(第17条関係)
- 17 秘密保持等について定めることとした。(第18条関係)
- 18 苦情解決について定めることとした。(第19条関係)
- 19 助産施設の種類について定めることとした。(第20条関係)
- 20 助産施設に入所させる妊産婦について定めることとした。(第21条関係)
- 21 第2種助産施設に置くべき職員について定めることとした。(第22条関係)
- 22 異常分べん時の措置について定めることとした。(第23条関係)
- 23 乳児院の設備の基準について定めることとした。(第24条、第25条関係)
- 24 乳児院に置くべき職員及びその員数等について定めることとした。(第26条関係)
- 25 乳児院の長の要件等について定めることとした。(第27条関係)
- 26 乳児院における養育について定めることとした。(第28条関係)
- 27 乳児院における乳児の観察について定めることとした。(第29条関係)
- 28 乳児院における自立支援計画の策定について定めることとした。(第30条関係)
- 29 乳児院における業務の質の評価等について定めることとした。(第31条関係)
- 30 乳児院における関係機関との連携について定めることとした。(第32条関係)

- 31 母子生活支援施設の設備の基準について定めることとした。(第33条関係)
- 32 母子生活支援施設の職員の配置の基準について定めることとした。(第34条関係)
- 33 母子生活支援施設の長の要件等について定めることとした。(第35条関係)
- 34 母子支援員の要件について定めることとした。(第36条関係)
- 35 母子生活支援施設における生活支援について定めることとした。(第37条関係)
- 36 母子生活支援施設における自立支援計画の策定について定めることとした。(第38条関係)
- 37 母子生活支援施設の業務の質の評価等について定めることとした。(第39条関係)
- 38 母子生活支援施設の保育所に準ずる設備に関する基準について定めることとした。(第40条関係)
- 39 母子生活支援施設における関係機関との連携について定めることとした。(第41条関係)
- 40 保育所の設備の基準について定めることとした。(第42条関係)
- 41 保育所の設備の基準の特例について定めることとした。(第43条関係)
- 42 保育所に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第44条関係)
- 43 保育時間について定めることとした。(第45条関係)
- 44 保育の内容を定めることとした。(第46条関係)
- 45 保育所における保護者との連絡について定めることとした。(第47条関係)
- 46 私立認定保育所に入所する児童の公正な選考について定めることとした。(第48条関係)
- 47 保育所の利用料について定めることとした。(第49条関係)
- 48 児童厚生施設の設備の基準について定めることとした。(第50条関係)
- 49 児童厚生施設に置くべき職員について定めることとした。(第51条関係)
- 50 児童厚生施設において遊びの指導を行うに当たって遵守すべき事項について定めることとした。(第52条関係)
- 51 児童厚生施設における保護者との連絡について定めることとした。(第53条関係)
- 52 児童養護施設の設備の基準について定めることとした。(第54条関係)
- 53 児童養護施設に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第55条関係)
- 54 児童養護施設の長の要件等について定めることとした。(第56条関係)
- 55 児童指導員の要件について定めることとした。(第57条関係)
- 56 児童養護施設における養護について定めることとした。(第58条関係)
- 57 児童養護施設における生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整について定めることとした。(第59条関係)
- 58 児童養護施設における自立支援計画の策定について定めることとした。(第60条関係)
- 59 児童養護施設の業務の質の評価等について定めることとした。(第61条関係)
- 60 児童養護施設における児童と起居を共にする職員について定めることとした。(第62条関係)
- 61 児童養護施設における関係機関との連携について定めることとした。(第63条関係)
- 62 福祉型障害児入所施設の設備の基準について定めることとした。(第64条関係)
- 63 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数について定めることとした。
(第65条関係)
- 64 福祉型障害児入所施設における生活指導及び学習指導について定めることとした。(第66条関係)
- 65 福祉型障害児入所施設における職業指導を行うに当たって遵守すべき事項について定めることとした。(第67条関係)
- 66 福祉型障害児入所施設における入所支援計画の作成について定めることとした。(第68条関係)
- 67 福祉型障害児入所施設における児童と起居を共にする職員について定めることとした。(第69条関係)
- 68 福祉型障害児入所施設における保護者等との連絡について定めることとした。(第70条関係)
- 69 福祉型障害児入所施設において行う心理学的及び精神医学的診査について定めることとした。(第71条関係)
- 70 福祉型障害児入所施設に入所した児童に対する健康診断について定めることとした。(第72条関係)

- 71 医療型障害児入所施設の設備の基準について定めることとした。(第73条関係)
- 72 主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第74条関係)
- 73 医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的診査について定めることとした。(第75条関係)
- 74 医療型障害児入所施設に入所した児童に対する健康診断について定めることとした。(第76条関係)
- 75 医療型障害児入所施設における児童と起居を共にする職員等について定めることとした。(第77条関係)
- 76 福祉型児童発達支援センターの設備の基準について定めることとした。(第78条関係)
- 77 福祉型児童発達支援センターに置くべき職員及びその員数等について定めることとした。(第79条関係)
- 78 福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び計画の作成について定めることとした。(第80条関係)
- 79 福祉型児童発達支援センターにおける保護者等との連絡について定めることとした。(第81条関係)
- 80 福祉型児童発達支援センターに入所した児童に対する健康診断について定めることとした。(第82条関係)
- 81 福祉型児童発達支援センターにおいて行う心理学的及び精神医学的診査について定めることとした。(第83条関係)
- 82 医療型児童発達支援センターの設備の基準について定めることとした。(第84条関係)
- 83 医療型児童発達支援センターに置くべき職員について定めることとした。(第85条関係)
- 84 医療型児童発達支援センターに入所した児童に対する健康診断について定めることとした。(第86条関係)
- 85 医療型児童発達支援センターにおける生活指導等について定めることとした。(第87条関係)
- 86 情緒障害児短期治療施設の設備の基準について定めることとした。(第88条関係)
- 87 情緒障害児短期治療施設に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第89条関係)
- 88 情緒障害児短期治療施設の長の要件等について定めることとした。(第90条関係)
- 89 情緒障害児短期治療施設における心理療法、生活指導及び家庭環境の調整について定めることとした。(第91条関係)
- 90 情緒障害児短期治療施設における自立支援計画の策定について定めることとした。(第92条関係)
- 91 情緒障害児短期治療施設の業務の質の評価等について定めることとした。(第93条関係)
- 92 情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員について定めることとした。(第94条関係)
- 93 情緒障害児短期治療施設における関係機関との連携について定めることとした。(第95条関係)
- 94 児童自立支援施設の設備の基準について定めることとした。(第96条関係)
- 95 児童自立支援施設に置くべき職員及びその員数について定めることとした。(第97条関係)
- 96 児童自立支援施設の長の要件等について定めることとした。(第98条関係)
- 97 児童自立支援専門員の要件について定めることとした。(第99条関係)
- 98 児童生活支援員の要件について定めることとした。(第100条関係)
- 99 児童自立支援施設における生活指導、職業指導、学科指導及び家庭環境の調整について定めることとした。(第101条関係)
- 100 児童自立支援施設における自立支援計画の策定について定めることとした。(第102条関係)
- 101 児童自立支援施設の業務の質の評価等について定めることとした。(第103条関係)
- 102 児童自立支援施設における児童と起居を共にする職員について定めることとした。(第104条関係)
- 103 児童自立支援施設における関係機関等との連携について定めることとした。(第105条関係)
- 104 児童自立支援施設において行う心理学的及び精神医学的診査等について定めることとした。(第106条関係)
- 105 児童家庭支援センターの設備の基準について定めることとした。(第107条関係)
- 106 児童家庭支援センターに置くべき職員について定めることとした。(第108条関係)
- 107 児童家庭支援センターが支援を行うに当たって遵守すべき事項について定めることとした。(第109条関係)
- 108 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第110条関係)
- 109 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項～附則第18項関係)

◎婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第88号)

- 1 社会福祉法第65条第1項の規定により、婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 基本方針について定めることとした。(第2条、第3条関係)
- 3 構造設備の一般原則について定めることとした。(第4条関係)
- 4 非常災害対策について定めることとした。(第5条関係)
- 5 苦情解決について定めることとした。(第6条関係)
- 6 帳簿の整備について定めることとした。(第7条関係)
- 7 婦人保護施設に置くべき職員について定めることとした。(第8条関係)
- 8 施設長の要件について定めることとした。(第9条関係)
- 9 設備の基準について定めることとした。(第10条関係)
- 10 居室の入所人員について定めることとした。(第11条関係)
- 11 自立の支援等について定めることとした。(第12条関係)
- 12 給食について定めることとした。(第13条関係)
- 13 保健衛生のために必要な措置について定めることとした。(第14条関係)
- 14 給付金として支払を受けた金銭の管理について定めることとした。(第15条関係)
- 15 関係機関等との連携について定めることとした。(第16条関係)
- 16 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第17条関係)
- 17 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎職業能力開発促進法施行条例(条例第89号)

- 1 職業能力開発促進法の実施に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 公共職業能力開発施設以外の施設で行うことができる職業訓練について定めることとした。(第2条関係)
- 3 公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練について定めることとした。(第3条関係)
- 4 普通課程の訓練基準について定めることとした。(第4条関係)
- 5 短期課程の訓練基準について定めることとした。(第5条関係)
- 6 専門課程の訓練基準について定めることとした。(第6条関係)
- 7 専門短期課程の訓練基準について定めることとした。(第7条関係)
- 8 応用短期課程の訓練基準について定めることとした。(第8条関係)
- 9 無料とする職業訓練について定めることとした。(第9条関係)
- 10 職業訓練指導員の基準について定めることとした。(第10条、第11条関係)
- 11 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第12条関係)
- 12 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎県道の構造の技術的基準等を定める条例(条例第90号)

- 1 道路法第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により、道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 定義について定めることとした。(第2条関係)
- 3 道路の区分について定めることとした。(第3条関係)

- 4 車線等について定めることとした。(第4条関係)
- 5 車線の分離等について定めることとした。(第5条関係)
- 6 副道について定めることとした。(第6条関係)
- 7 路肩について定めることとした。(第7条関係)
- 8 停車帯について定めることとした。(第8条関係)
- 9 軌道敷について定めることとした。(第9条関係)
- 10 自転車道について定めることとした。(第10条関係)
- 11 自転車歩行者道について定めることとした。(第11条関係)
- 12 歩道について定めることとした。(第12条関係)
- 13 歩行者の滞留の用に供する部分について定めることとした。(第13条関係)
- 14 積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員について定めることとした。(第14条関係)
- 15 植樹帯について定めることとした。(第15条関係)
- 16 設計速度について定めることとした。(第16条関係)
- 17 車道の屈曲部について定めることとした。(第17条関係)
- 18 曲線半径について定めることとした。(第18条関係)
- 19 曲線部の片勾配について定めることとした。(第19条関係)
- 20 曲線部の車線等の拡幅について定めることとした。(第20条関係)
- 21 緩和区間について定めることとした。(第21条関係)
- 22 視距等について定めることとした。(第22条関係)
- 23 縦断勾配について定めることとした。(第23条関係)
- 24 登坂車線について定めることとした。(第24条関係)
- 25 縦断曲線について定めることとした。(第25条関係)
- 26 舗装について定めることとした。(第26条関係)
- 27 横断勾配について定めることとした。(第27条関係)
- 28 合成勾配について定めることとした。(第28条関係)
- 29 排水施設について定めることとした。(第29条関係)
- 30 平面交差又は接続について定めることとした。(第30条関係)
- 31 立体交差について定めることとした。(第31条関係)
- 32 鉄道等との平面交差について定めることとした。(第32条関係)
- 33 待避所について定めることとした。(第33条関係)
- 34 交通安全施設について定めることとした。(第34条関係)
- 35 凸部、狭窄部等^{きく}について定めることとした。(第35条関係)
- 36 乗合自動車の停留所等に設ける交通島について定めることとした。(第36条関係)
- 37 自動車駐車場等について定めることとした。(第37条関係)
- 38 防雪施設その他の防護施設について定めることとした。(第38条関係)
- 39 トンネルについて定めることとした。(第39条関係)
- 40 橋、高架の道路等について定めることとした。(第40条関係)
- 41 附帯工事等の特例について定めることとした。(第41条関係)
- 42 市町村道とする計画がある場合の道路の特例について定めることとした。(第42条関係)
- 43 小区間改築の場合の特例について定めることとした。(第43条関係)
- 44 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路について定めることとした。(第44条関係)

- 45 歩行者専用道路について定めることとした。(第45条関係)
- 46 道路標識の寸法について定めることとした。(第46条関係)
- 47 新設特定道路に設ける歩道等について定めることとした。(第47条関係)
- 48 新設特定道路に設ける立体横断施設について定めることとした。(第48条関係)
- 49 新設特定道路に設ける乗合自動車の停留所について定めることとした。(第49条関係)
- 50 新設特定道路に設ける路面電車の停留場等について定めることとした。(第50条関係)
- 51 新設特定道路に設ける自動車駐車場について定めることとした。(第51条関係)
- 52 案内標識について定めることとした。(第52条関係)
- 53 視覚障害者誘導用ブロックについて定めることとした。(第53条関係)
- 54 新設特定道路に設ける休憩施設について定めることとした。(第54条関係)
- 55 新設特定道路に設ける照明施設について定めることとした。(第55条関係)
- 56 新設特定道路に設ける防雪施設について定めることとした。(第56条関係)
- 57 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について定めることとした。(第57条関係)
- 58 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項、附則第3項関係)

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例(条例第91号)

- 1 県立都市公園の配置及び規模に関する基準について定めることとした。(第2条関係)
- 2 公園施設の建築面積の基準について定めることとした。(第2条の2関係)
- 3 公園施設の建築面積の基準の特例について定めることとした。(第2条の3関係)
- 4 園路及び広場の基準について定めることとした。(第2条の5関係)
- 5 屋根付広場の基準について定めることとした。(第2条の6関係)
- 6 休憩所及び管理事務所の基準について定めることとした。(第2条の7関係)
- 7 野外劇場及び野外音楽堂の基準について定めることとした。(第2条の8関係)
- 8 駐車場の基準について定めることとした。(第2条の9関係)
- 9 便所の基準について定めることとした。(第2条の10関係)
- 10 多機能便房が設けられた便所の基準について定めることとした。(第2条の11関係)
- 11 独立型多機能便房の基準について定めることとした。(第2条の12関係)
- 12 水飲場及び手洗場の基準について定めることとした。(第2条の13関係)
- 13 掲示板及び標識の基準について定めることとした。(第2条の14、第2条の15関係)
- 14 その他所要の整備をすることとした。(目次、第4条関係)
- 15 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎流域下水道条例(条例第92号)

- 1 流域下水道の設置、構造及び維持管理に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 流域下水道の設置について定めることとした。(第2条関係)
- 3 流域下水道の構造の基準について定めることとした。(第3条関係)
- 4 終末処理場の維持管理について定めることとした。(第4条関係)
- 5 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第5条関係)
- 6 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎県営住宅等条例の一部を改正する条例(条例第93号)

- 1 条例の趣旨に、県営住宅等の整備に関し必要な事項を定めることを加えることとした。(第1条関係)
- 2 健全な地域社会の形成に資する県営住宅等を整備することについて定めることとした。(第3条の2関係)
- 3 良好な居住環境を確保することについて定めることとした。(第3条の3関係)
- 4 費用の縮減への配慮について定めることとした。(第3条の4関係)
- 5 県営住宅等の敷地の位置の選定について定めることとした。(第3条の5関係)
- 6 敷地の安全等について定めることとした。(第3条の6関係)
- 7 住棟等の基準について定めることとした。(第3条の7関係)
- 8 住宅の基準について定めることとした。(第3条の8関係)
- 9 住戸の基準について定めることとした。(第3条の9関係)
- 10 住戸内の各部の基準について定めることとした。(第3条の10関係)
- 11 共用部分の基準について定めることとした。(第3条の11関係)
- 12 附帯施設について定めることとした。(第3条の12関係)
- 13 児童遊園の位置及び規模について定めることとした。(第3条の13関係)
- 14 集会所の位置及び規模について定めることとした。(第3条の14関係)
- 15 広場及び緑地の位置及び規模について定めることとした。(第3条の15関係)
- 16 通路の基準について定めることとした。(第3条の16関係)
- 17 入居者資格の特例措置の対象に東日本大震災復興特別区域法第20条に規定する被災者等及び福島復興再生特別措置法第20条に規定する居住制限者を加えることとした。(第5条関係)
- 18 入居収入基準について定めることとした。(第5条関係)
- 19 その他所要の整備を行うこととした。(第5条、第28条関係)
- 20 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、18は、平成25年4月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎県立病院等事業における資本剰余金の処分に関する条例(条例第94号)

- 1 地方公営企業法第32条第3項の規定に基づき、県立病院等事業における資本剰余金の処分に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 資本剰余金の処分を行うことができる場合について定めることとした。(第2条関係)
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎循環型地域社会の形成に関する条例及び岩手県暴力団排除条例の一部を改正する条例(条例第95号)

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。
(1) 循環型地域社会の形成に関する条例(第1条関係)
(2) 岩手県暴力団排除条例(第2条関係)
- 2 施行期日

この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。(附則関係)

◎高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例(条例第96号)

- 1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第36条第2項の規定により重点整備地区における高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。(第1条関係)
- 2 移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準について定めることとした。(第2条関係)
- 3 移動等円滑化のために必要な道路標識に関する基準について定めることとした。(第3条関係)
- 4 移動等円滑化のために必要な道路標示に関する基準について定めることとした。(第4条関係)
- 5 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)